

風水害・雪害・火山災害対策編

目 次

第1章 災害予防計画	
第1節 災害防止対策の推進.....	風-1
第1 水害対策の推進	風-1
第2 土砂災害対策の推進.....	風-3
第3 ため池の防災対策の推進.....	風-3
第4 風害対策の推進	風-4
第5 雪害対策の推進.....	風-4
第6 火山災害対策の推進.....	風-5
第2節 災害に強い組織・人の形成.....	風-6
第1 防災体制の整備.....	風-6
第2 自主防災活動の推進	風-7
第3 防災訓練の実施	風-8
第4 防災知識の普及.....	風-9
第3節 消防力の向上.....	風-11
第1 消防体制の整備	風-11
第2 救急救助体制の整備	風-11
第3 火災の予防.....	風-12
第4節 避難環境の整備.....	風-13
第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	風-13
第2 避難体制の整備.....	風-13
第5節 応急対策のための環境整備.....	風-15
第1 情報収集・伝達手段の整備	風-15
第2 応急医療体制の整備	風-15
第3 緊急輸送体制の整備.....	風-16
第4 給水体制の整備.....	風-16
第5 物資供給体制の整備.....	風-16
第6 備蓄体制の整備.....	風-16
第7 応援体制の整備.....	風-17
第8 宅地対策の整備.....	風-17
第9 災害ボランティア活動の環境整備.....	風-17
第10 文教対策の整備.....	風-17
第6節 要配慮者対策のための環境整備.....	風-18
第1 要配慮者への街づくり対策	風-18
第2 在宅の避難行動要支援者への対策.....	風-18
第3 要配慮者利用施設の対策	風-19
第4 外国人への対策.....	風-20
第5 観光客への対策.....	風-20
第2章 災害応急対策計画	
第1節 災害応急体制の確立.....	風-21

第1	防災体制の確立.....	風-21
第2	準備体制.....	風-22
第3	災害警戒配備体制.....	風-22
第4	災害対策本部体制.....	風-24
第5	参集・配備.....	風-26
第6	事務分掌.....	風-27
第2節	情報の収集・伝達.....	風-35
第1	災害関連情報の収集・伝達.....	風-36
第2	被害情報の収集・調査・報告.....	風-42
第3	災害時通信伝達体制.....	風-44
第3節	災害広報・広聴活動.....	風-46
第1	災害広報活動.....	風-46
第2	報道機関への対応.....	風-46
第3	広聴活動.....	風-47
第4節	応援派遣.....	風-48
第1	自衛隊の災害派遣.....	風-48
第2	国・道・市町村等への要請.....	風-48
第3	応援隊の受入れ.....	風-49
第5節	水防活動.....	風-51
第1	水防組織.....	風-51
第2	水防活動.....	風-51
第6節	救助・救急・消火.....	風-53
第1	救助・救急活動.....	風-53
第2	消火活動.....	風-53
第3	消防への要請.....	風-54
第4	職員のケア.....	風-54
第7節	医療救護.....	風-55
第1	応急医療活動.....	風-55
第2	被災者等への医療.....	風-55
第8節	避難.....	風-57
第1	避難活動.....	風-58
第2	避難所の開設・廃止.....	風-64
第3	避難所の運営.....	風-64
第4	広域避難.....	風-64
第9節	生活救援.....	風-66
第1	給水活動.....	風-67
第2	食料の供給.....	風-67
第3	生活必需品の供給.....	風-67
第4	救援物資の受入れ.....	風-67
第5	燃料の供給.....	風-68
第10節	交通対策・緊急輸送.....	風-69
第1	交通対策.....	風-69

第2	緊急輸送.....	風-69
第1 1節	災害警備.....	風-71
第1	警察の災害警備.....	風-71
第2	被災地の警備.....	風-71
第1 2節	建物対策.....	風-72
第1	被災宅地の危険度判定.....	風-72
第2	住家の被災調査.....	風-72
第3	応急仮設住宅.....	風-73
第4	市営住宅の供給.....	風-73
第5	住宅の応急修理.....	風-73
第1 3節	防疫・清掃.....	風-74
第1	防疫活動.....	風-74
第2	し尿の処理.....	風-74
第3	災害廃棄物の処理.....	風-75
第4	一般廃棄物の処理.....	風-75
第5	障害物の除去.....	風-75
第6	動物対策.....	風-75
第1 4節	行方不明者の捜索・遺体の処理.....	風-76
第1	行方不明者の捜索.....	風-76
第2	遺体の処理.....	風-76
第3	遺体の火・埋葬.....	風-76
第1 5節	公共施設等の応急復旧対策.....	風-77
第1	ライフライン施設.....	風-77
第2	交通施設.....	風-77
第3	公共施設.....	風-77
第1 6節	農業対策.....	風-79
第1	農林業対策.....	風-79
第2	畜産業対策.....	風-79
第1 7節	文教・保育対策.....	風-80
第1	応急保育.....	風-80
第2	応急教育.....	風-80
第3	社会教育施設等の対策.....	風-80
第1 8節	災害ボランティア対策.....	風-81
第1	災害ボランティア活動.....	風-81
第2	一般ボランティアへの対応.....	風-81
第3	専門ボランティアへの対応.....	風-81
第1 9節	要配慮者対策.....	風-82
第1	要配慮者への対応.....	風-82
第2	要配慮者利用施設入居者への対策.....	風-83
第3	外国人への対応.....	風-83
第4	観光客への対応.....	風-83
第2 0節	災害救助法の適用.....	風-84

第1	災害救助法の適用基準	風-84
第2	滅失世帯の算定基準	風-84
第3	災害救助法の適用手続き	風-84
第4	救助の実施者，救助の内容等	風-84
第2 1 節	雪害対策	風-85
第1	情報収集・伝達	風-85
第2	除雪等対策	風-85
第3	被災者への支援	風-86
第2 2 節	火山災害対策	風-87
第1	情報の収集・伝達	風-87
第2	降灰対策	風-89
第3	災害復旧	風-89
第3章 災害復旧計画		
第1 節	市民生活復旧への支援	風-91
第1	被災者への支援	風-91
第2	地域経済の復旧支援	風-91
第3	義援金の受付・配分	風-91
第2 節	災害復旧事業の推進	風-93
第1	災害復旧事業の推進	風-93
第2	激甚法による災害復旧事業	風-93
第3 節	災害復興計画の推進	風-94
第1	災害復興体制の確立	風-94
第2	災害復興の推進	風-94

第 1 章 災害予防計画

第1節 災害防止対策の推進

■対策の体系

項 目	担 当
第1 水害対策の推進	土木総務課，土木建設課，都市計画課，下水道施設課，警防課，防災課，他関係各課
第2 土砂災害対策の推進	土木総務課，土木管理課，土木事業所，公園みどり課，都市計画課，建築指導課，防災課
第3 ため池の防災対策の推進	農林整備課
第4 風害対策の推進	土木総務課，建築指導課，防災課，他関係各課，各施設管理者
第5 雪害対策の推進	土木総務課，雪対策課，土木事業所，警防課，防災課
第6 火山災害対策の推進	防災課

■自助・共助の役割

住民	○ 災害危険箇所の把握に関すること。
自主防災組織等	
事業所	

第1 水害対策の推進

◇現状と方針

本市は、牛朱別川、忠別川及び美瑛川が石狩川に合流する上、下流は神居古潭で狭められているため、洪水の発生しやすい土地である。そのため、牛朱別川の流路切替えや堤防の構築など、水害を防止する対策が行われている。

しかし、近年、集中豪雨による水害が全国各地で発生し、甚大な被害を引き起こすことも少なくない。また、本市においても中小河川の氾濫などが発生している。今後も引き続き河川改修等の整備を推進し、水害の危険を解消するとともに、都市型水害の発生を抑制する対策等を推進する。

■治水対策の推進 河川の増水等による洪水や浸水被害を防止又は軽減するため、石狩川等の一級河川の治水対策を国及び道に要請するとともに、次の対策を推進する。

- 普通河川等の改修整備の推進
- 河川整備の重要性の啓発

■雨水管渠の整備 住宅地区等の排水不良による浸水被害を解消するため、次の対策を推進する。

- 雨水管渠の整備

- 流出抑制対策の促進** 造成地等では舗装等により降雨時に排水路へ雨水が一度に集中し、浸水被害が発生する危険性があるため、「旭川市雨水流出抑制に関する指導要綱」に基づき、公共施設及び大型の民間施設に対し、次の対策を推進する。

 - 貯留施設や地下浸透設備等の整備及び指導
- 水防体制の確立** 洪水による被害を軽減するためには、迅速かつ適切な水防活動が必要であるため、旭川開発建設部、道と連携し、次の対策を推進する。

 - 河川の観測施設及び情報連絡機器の整備
 - 水防資機材の備蓄
 - 水防訓練の実施
- 避難に関する情報伝達体制の整備** 自主防災組織等と連携して避難に関する情報の伝達体制、特に要配慮者に対応できる伝達体制を整備する。
- 避難情報の発令体制の整備** 降雨等により水害の発生又は水害の発生のおそれが認められることにより避難を要する事態の発生を想定した避難情報の判断・伝達マニュアルを作成し、時期を逸さない避難情報の発令のための情報収集、分析、判断等の体制を整備する。
- 避難情報の伝達体制の整備** 避難情報が発令された場合を想定し、放送機関等を通じた迅速な情報伝達の体制を整備する。
- 警戒区域設定体制の整備** 災害発生時において広範囲の区域で立入りを制限又は禁止する必要がある場合を想定し、関係機関と連携した警戒区域設定体制を整備し、防災訓練等により習熟を図る。
- 避難体制の周知** 水害発生時に住民の避難行動が迅速的確に実施できるよう指定避難所等の周知及び避難行動について指導・啓発を実施する。特に震災時の避難行動との違いについて留意する。

 - 洪水ハザードマップ等の周知
 - 災害リスクととるべき行動の理解促進
 - 避難訓練等の実施
 - 地域ごとの避難計画の策定指導
 - 水害に係る避難誘導標識等の検討
 - 危険箇所等の周知
- 自主防災組織等による避難体制の整備推進** 自主防災組織等は、避難を要する事態を想定して、避難行動要支援者等に留意した避難体制を整備する。

特に浸水によって徒歩での避難が困難と予想される地域にあつては、想定される浸水深より高い床面の鉄筋コンクリート造等の建物管理者等との話し合いを通じて、付近住民が一時的に避難できる体制を整備する必要がある。また、市は、その様な地域における自主防災組織等の要望を聞き、浸水想定区域の指定緊急避難場所（屋内施設）の整備を図る。
- 施設避難体制の整備推進** 浸水想定区域内の地下施設、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設等に対して、洪水時に利用者が円滑かつ迅速な避難ができるよう、避難確保計画の作成、訓練の実施等、避難体制の整備推進を図る。

- 施設浸水防止体制の整備推進 浸水想定区域内の地下施設，大規模工場等に対して，洪水時に施設内への浸水を防止できるよう，浸水防止計画の作成，訓練の実施等，浸水防止体制の整備推進を図る。
- 自衛水防組織の設置推進 浸水想定区域内の地下街，主として高齢者等の要配慮者が利用する施設，大規模工場等に対して，自主的な水防の取組を促進するため，自衛水防組織の設置推進を図る。
- 移送体制の整備 山間部等において道路寸断等により孤立するおそれのある地域について，応援要請を含め，住民を緊急的に移送する体制を整備する。

第2 土砂災害対策の推進

◇現状と方針

市内には，法指定の急傾斜地崩壊危険区域，土砂災害警戒区域等があり，その他にも地すべり危険箇所，土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多数指定されているため，住民の避難体制を整備する。

- 警戒避難体制の整備 危険区域の住民に対して，土砂災害の危険性を周知し，降雨時の警戒避難体制を確立する。また，土砂災害警戒区域等の指定区域は，警戒区域ごとの警戒避難体制を整備し，道と連携して次の対策を推進する。
 - パンフレット，土砂災害ハザードマップ等による危険区域等の周知
 - 土砂災害ハザードマップによる警戒と避難に関する周知
 - 危険箇所等への標識等の設置
 - 危険箇所等の点検パトロール
 - 要配慮者が利用する施設及び住民への情報伝達，避難体制の整備及び確立支援
 - 土砂災害特別警戒区域内の住宅等の新規立地の制限，既存住宅の移転促進等の対策の推進
- 災害防止工事の促進 災害の危険性のある箇所は，災害の未然防止のために，旭川開発建設部，道に対して次の対策を要請する。
 - 急傾斜地崩壊防止工事，砂防工事等の促進

第3 ため池の防災対策の推進

◇現状と方針

市内及び隣接する町にあるため池のうち4か所について，北海道により一定規模以上又は決壊時に甚大な影響を与えるおそれがある「防災重点ため池」として指定された。このため，ため池の決壊などによる災害を防止する対策を推進する。

- 非常時における緊急体制の整備 防災重点ため池について、降雨時における住民に対する災害の危険性の周知をはじめ、関係機関と連携し、次の対策を推進する。
 - ため池ハザードマップによる浸水想定区域の周知
 - ため池ハザードマップによる警戒と避難に関する周知
 - 防災重点ため池の点検パトロール
 - 関係機関との連絡体制の整備

第4 風害対策の推進

◇現状と方針

近年、全国各地で突風により、人的被害及び住家被害が多数発生していることから、人的被害及び家屋、公共施設、農作物等の被害を予防するため、市民の防災意識の高揚を図るとともに、状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。

- 応急対策の充実 物資、資機材、人員等災害時の対応を応援する体制を充実する。
 - 民間業者、団体等と応援協定の締結
 - 協定締結先との運用方法等の連携強化
- 防災意識の高揚 風による人的被害、家屋その他建築物の倒壊、農作物などの被害を防止するため次の対策を推進する。
 - 防災講習等を通じた普及啓発
 - 報道機関等を通じた広報

第5 雪害対策の推進

◇現状と方針

本市は、日本でも有数の積雪寒冷地であり、積雪により市民生活はかなり制約を受ける。そこで、安全で円滑な交通を確保し、市民生活や産業活動を支えるため雪対策を推進する。

- 雪に強いまちづくり 子供から高齢者まで市民全てが快適に安心して生活できるように雪に強いまちづくりを推進する。
 - 雪堆積スペースや歩行者空間の確保など雪に強い住環境の整備を推進
 - 本市の気候特性に適した住宅の普及推進
 - 自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対してボランティアの協力体制の推進
 - 雪に強い道路構造を確保するための対策の推進
- 雪処理施設の確保 大雪時にも円滑な雪処理を実施するために、次の対策を推進する。
 - 恒久的な雪処理施設の整備・更新
 - 流雪溝・消流雪用水導入事業の推進
 - 河川敷地等を利用した雪堆積場の確保

■雪害・融雪対策の充実 災害時に迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう北海道雪害対策実施要綱に準じ、また、「旭川市雪対策基本計画」に基づき、次の対策を推進する。

- 雪害時における消防体制の強化充実
- 暴風雪・地吹雪対応マニュアルに基づく対応の充実
- 安定した除排雪体制の確保
- 市民協働による地域除雪活動の充実
- 除雪弱者への支援制度の充実
- 地域総合除雪体制の充実
- 市民や関係機関との情報共有体制の構築

■積雪・寒冷対策の充実 積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて被害の拡大や避難所、避難路等の確保に支障が生じることから、次の対策を推進する。

- 道路交通及び航空輸送の確保
- 孤立地区におけるヘリコプター離発着場の確保
- 指定避難所における暖房対策の推進
- 応急対策マニュアルの作成

第6 火山災害対策の推進

◇現状と方針

本市域においては、火山噴火現象により人命に影響を及ぼす危険性はないと考えられるが、風向きによっては、降灰が及ぶ危険性があるため、火山観測の実施及び市民に対する知識の普及啓発を図る。

■火山観測 旭川地方気象台は、十勝岳及び大雪山について、地震計、遠方カメラ等を用い、震動、地殻変動等について観測する。

■防災知識の普及啓発 旭川地方気象台と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性など、火山防災に関する知識の普及啓発を図る。

- リーフレットの配布

【参考】

災害危険箇所一覧

災害危険箇所（法令指定地）における情報伝達及び避難体制等

避難施設と要配慮者利用施設等を結ぶ避難路候補一覧

第2節 災害に強い組織・人の形成

■対策の体系

項 目	担 当
第1 防災体制の整備	防災課, 各施設, 保育所等, 幼稚園, 学校
第2 自主防災活動の推進	防災課, 予防指導課, 市民安心課
第3 防災訓練の実施	各部
第4 防災知識の普及	各部

■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災意識の向上に関すること。 ○ 地域の自主防災活動への参加に関すること。
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の自主防災活動の実施に関すること。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災組織の編成, 防災訓練等の実施に関すること。 ○ 職員, 従業員等への防災知識の普及に関すること。 ○ 事業継続計画(BCP)の策定及びマニュアルの作成に関すること。 ○ 保育所等, 幼稚園及び学校と保護者を含めた防災体制の整備に関すること。

第1 防災体制の整備

◇現状と方針

災害発生時に迅速な対策を実施するためには、市や学校等の防災体制づくりが必要である。

今後も、都市環境の変化に応じて、市や学校等の防災体制を見直し、引き続き防災関係機関との連携を図る。

■市及び市施設の 防災体制の整備

災害発生時に市及び市施設は、迅速かつ適切な防災活動ができるように、次の対策を推進する。

- 市組織の改編に伴う事務分掌等の見直し
- 災害時優先業務の絞り込み, 役割の分担等, 防災体制の構築
- 各職員の役割, 行動等の周知徹底
- 業務継続計画, 災害時受援計画の見直し
- 各応急対策マニュアルの作成
- 災害予防対策の推進

■保育所等, 幼稚園及び学校の 防災体制の整備

災害発生時に保育所等(認可外保育施設を含む。以下同じ。), 幼稚園及び学校は、園児, 児童及び生徒の安全を確保し、迅速かつ適切な行動がとれるよう災害時の行動をあらかじめ定め、教職員, 園児, 児童, 生徒, 保護者等への周知徹底を行う。

- 職員の任務分担, 参集方法, 保護者との連絡方法, 緊急通学路の設定など防災に関する計画の作成
- 教職員, 園児, 児童, 生徒, 保護者等に対する計画の周知徹底

- **防災関係機関との連携** 本市に係る防災に関する方針や各機関との連携を図るため、次の対策を推進する。
- 防災会議の定期的開催
 - 市と他機関との連携についての協議
 - 防災講習会等における協力（水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の派遣等）

第2 自主防災活動の推進

◇現状と方針

地域における防災は、市民の一人ひとりが、自分の住む地域は自分が守るとの観点から、共助としての地域住民、自主防災組織、事業所等の役割を明確にし、それぞれ自主防災活動を行うことが必要である。本市では、町内会等による自主防災組織の結成を推進し各種支援を行っている。また、各事業所では、自衛消防隊を組織するなどして、消防関係法令に基づく防火管理体制を確立している。

今後も、自主防災組織の結成及び活動を推進し、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障害者等の要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図り、自衛消防隊の設置を要する事業所等において、消防関係法令の周知徹底、防災要員等の資質の向上、その他の事業所において、自主的な防災組織の設置・育成など、防災体制の整備・強化に努める。

また、水防法に基づく浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組のほか、自衛水防組織を設置した場合の支援を行う。

- **自主防災組織結成の促進** 自主防災組織が結成できるよう次の対策を推進する。
- 町内会等への自主防災組織結成の働きかけ
 - 自主防災活動への女性参加の推進
- **自主防災組織の育成** 自主防災組織の活動が効果的に行われるように、次の対策を推進する。
- 防災指導員講習等の開催による自主防災組織のリーダーの養成
 - 防災訓練、防災研修会等の実施の促進及び指導
 - 各地区の危険情報等の提供
 - 防災モデル地区の指定
- **自主防災組織への支援** 災害時及び訓練で使用するため、次のような資機材等に関する支援を推進する。
- 防災井戸及び防災資機材の保守並びに点検
 - 防災指導員の育成
- **事業継続計画（BCP）等の策定** 各事業所は、災害による被害を軽減するため、事業継続計画（BCP）を策定する。
- また、災害発生時に職員が迅速かつ適切に行動できるよう、行動マニュアルを作成する。
- 旭川商工会議所及びあさひかわ商工会は、中小企業等による事業継

続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、本市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 防災訓練の実施

◇現状と方針

災害時に適切な行動をとるためには、平常時の訓練の積み重ねによって実践的な行動力を身に付けることが必要である。

本市では、防災訓練を通じて技能の向上を図ってきたが、今後も大規模災害の発生等、様々な条件を想定して、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア、要配慮者を含めた地域住民等と連携した地域特性、災害リスクに応じた効果的な防災訓練を実施する。

■総合防災訓練の実施 市、自衛隊、警察、各ライフライン機関、市民等が参加する総合防災訓練を実施する。

- 大規模災害を想定した防災訓練

■個別防災訓練の実施 総合防災訓練を補完するため、次の個別訓練を実施する。

- 水防訓練
- 消防訓練
- 救助訓練
- 情報通信訓練
- 職員非常参集訓練
- 防災図上訓練
- 各部局別の訓練
- 避難訓練（市立旭川病院等の市有施設、要配慮者利用施設等）

■保育園・学校等の防災訓練 保育所等や幼稚園及び学校は、災害発生時に適切な行動がとれるよう実践的な防災訓練を実施する。特に、水害・土砂災害のリスクがある保育所等や幼稚園及び学校においては、避難確保計画に基づき避難訓練・防災教育を実施する。

市は、保育所等や幼稚園及び学校において地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

■防災訓練の主な内容 防災訓練の内容は、次のとおりである。

- 情報収集・伝達訓練
- 災害対策本部運営訓練
- 緊急輸送訓練
- ガス漏えい事故処理訓練
- 救出・救護訓練
- 炊き出し・給水訓練
- 避難所運営訓練
- 広報訓練
- 火災防御訓練
- ライフライン復旧訓練
- 避難訓練
- 交通規制訓練
- 水防訓練

第4 防災知識の普及

◇現状と方針

災害時に適切な行動をとるためには、あらかじめ災害知識、災害時の行動基準や関係機関との連携について習熟しておくことが重要である。本市では、これまでに市の広報紙等を通じて防災知識の普及を図ってきた。今後も、洪水ハザードマップ等により居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所等に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるなど、あらゆる機会を通じて、防災知識の普及を図る。

また、防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるように努め、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮し、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災知識の普及啓発を推進する。

■防災広報の推進

市民、事業所等に防災知識を普及するために、防災広報を推進する。広報の内容は次のとおりである。

- 風水害、雪害及び火山災害対策に対する心得並びに一般知識
- 3日分以上の備蓄、医薬品、ペット用品等の準備
- 災害情報の正確な入手方法
- 救出・救護に関する事項
- 避難情報の意味と内容の周知
- 避難場所、避難路、避難方法等避難対策に関する事項
- 避難行動要支援者への配慮事項等

また、広報手段は次のとおりである。

- テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS等の利用
- 広報紙及び広報車両の利用
- 映画、ビデオ等による普及
- パンフレット等の作成及び配布
- 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

■職員研修の推進

危機管理体制の理解と行動力を高めるため、職員に対し、次のような研修を実施する。

- 職員研修の実施等による、防災知識の普及啓発
- 各職場における業務マニュアル等の習熟

■防災気象情報の知識の普及啓発

旭川地方气象台と協力し、防災気象情報の内容や利用心得について普及啓発に努める。

- 予報、特別警報・警報・注意報、その他の気象情報の内容

■避難行動要支援者の避難支援の普及啓発

地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう、避難行動要支援者の避難支援について普及啓発する。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に

対する理解の促進を図る。

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の普及啓発

■普及啓発の時期と手段

防災の日，防災週間，水防月間，土砂災害防止月間，防災とボランティアの日，防災とボランティア週間等に普及内容により最も効果のある時期を選び，次のような手段で防災知識の普及を図る。

- 防災用品等の展示
- 写真パネル展
- 防災研修会

■過去の災害教訓の伝承

市民の防災意識の向上を図るため，災害に関する資料の収集及び公開，講演会等の実施等により，過去の大規模災害の教訓を後世に伝承する。

【参考】

(旭川市締結協定)

災害時における地図製品等の供給等に関する協定

第3節 消防力の向上

■対策の体系

項 目	担 当
第1 消防体制の整備	消防本部
第2 救急救助体制の整備	消防本部
第3 火災の予防	消防本部

■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急手当・救護の講習に関する事。 ○ 家庭の出火防止に関する事。 ○ 防火クラブへの参加に関する事。
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の初期消火訓練，応急手当・救護の講習に関する事。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の出火防止に関する事。 ○ 事業所の初期消火訓練に関する事。 ○ 応急手当・救護の講習に関する事。

第1 消防体制の整備

◇現状と方針

災害発生時には、同時に多くの被災地で救助・消火活動が必要となる。本市では、市街地の拡大にあわせて、消防署の新設や消防車両等の充実を図ってきた。

今後は、地域の実情に応じて、消防資機材及び水利の整備や消防団の活性化等、消防力の強化を推進する。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第4節 第1「消防体制の整備」に準拠する。

第2 救急救助体制の整備

◇現状と方針

救急体制の充実は、災害時だけでなく日常の事故や病気等に対しても重要なことである。本市では、救急需要に併せて資機材の整備など救急体制の整備を図ってきた。

今後は、救急救助業務の高度化，あるいは大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第4節 第2「救急救助体制の整備」に準拠する。

第3 火災の予防

◇現状と方針

災害による出火防止や被害の軽減を図るためには、市民一人ひとりが防火に対する知識を持つとともに、特に事業所においては、消防用設備等の維持管理、防火・防災管理体制を強化することが重要である。

本市では、消防法等に基づきこれらの対策を推進してきた。今後も、市民の防火意識の高揚を図るとともに、事業所における防火管理体制の充実強化を図る。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第4節 第3「火災の予防」に準拠する。

第4節 避難環境の整備

■対策の体系

項 目	担 当
第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	防災課
第2 避難体制の整備	防災課，予防指導課，市民安心課，消防署，他関係各課

■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所，避難所及び避難経路の把握に関すること。 ○ 避難訓練への参加に関すること。
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所，避難所及び避難経路の把握に関すること。 ○ 避難計画の作成に関すること。 ○ 避難訓練に関すること。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所，避難所及び避難経路の把握に関すること。 ○ 避難計画の作成に関すること。 ○ 避難訓練に関すること。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

◇現状と方針

本市では、災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）として、大規模な公園，小中学校，高等学校等を避難場所等に指定している。災害時には、一時に多数の避難者が集中するため、また、長期にわたる避難生活が必要になるおそれがあるため、災害の状況や地域の実情にあわせた対応が必要となる。今後も適正な避難場所等の確保，整備及び周知に努める。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第5節 第1「指定緊急避難場所及び指定避難所の整備」に準拠する。

第2 避難体制の整備

◇現状と方針

災害時に迅速かつ安全に避難するためには、地域や事業所ごとに避難誘導體制や避難経路等をあらかじめ定めておくことが重要である。

本市では、今後も自主防災組織，町内会，事業所等が行う自主防災活動への指導や助言を通じ、市民や事業所が中心となった避難体制の確立を促進する。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第5節 第2「避難体制の整備」に準拠する。

【参考】

指定避難所等一覧

(旭川市締結協定)

避難場所広告付看板に関する協定

浸水・誘導標識設置協定

第5節 応急対策のための環境整備

■対策の体系

項 目	担 当
第1 情報収集・伝達手段の整備	防災課, 指令課, 情報政策課
第2 応急医療体制の整備	市立旭川病院事務局, 保健総務課, 警防課, 防災課
第3 緊急輸送体制の整備	防災課
第4 給水体制の整備	上下水道部
第5 物資供給体制の整備	経済部
第6 備蓄体制の整備	防災課
第7 応援体制の整備	防災課
第8 宅地対策の整備	都市計画課
第9 災害ボランティア活動の環境整備	市民活動課, 地域まちづくり課, 福祉保険課
第10 文教対策の整備	学校教育部

■自助・共助の役割

住民	<input type="checkbox"/> 情報収集手段の把握に関すること。 <input type="checkbox"/> 家庭内備蓄に関すること。
自主防災組織等	<input type="checkbox"/> 情報収集手段の把握に関すること。
事業所	<input type="checkbox"/> 情報収集手段の把握に関すること。 <input type="checkbox"/> 事業所内備蓄に関すること。

第1 情報収集・伝達手段の整備

◇現状と方針

大規模な災害が発生したときは、被害情報、道路の情報、避難の状況等を迅速に把握し、分析することによつて的確かつ素早い対応が可能である。本市においては、防災行政無線による関係機関とのネットワークや通信衛星を利用した無線ネットワークを導入しており、今後も、情報通信網を充実させる。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第6節 第1「情報収集・伝達手段の整備」に準拠する。

第2 応急医療体制の整備

◇現状と方針

災害時には同時に多数の負傷者が発生するため、通常の医療体制では対応が困難となる。また、災害後にはストレス等による精神医療等も必要となる。
本市では、医師会及び歯科医師会との連携により、災害時の医療体制の確立を推進する。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第6節 第2「応急医療体制の整備」に準拠する。

第3 緊急輸送体制の整備

◇現状と方針

災害時には、食料、生活必需品、資機材等を緊急に輸送する必要がある。
本市では、輸送業者との応援協定を締結し、災害時における緊急輸送体制を確立しているが、更に迅速な輸送の確保に向け体制の整備を図る。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第6節 第3「緊急輸送体制の整備」に準拠する。

第4 給水体制の整備

◇現状と方針

災害により水道施設が被災した場合は、復旧までに飲料水・生活用水等の給水活動が必要となる。
本市では、給水活動に備えて、給水車や給水資機材の備蓄を進め、さらに、これら資機材の確保等給水体制の整備を推進する。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第6節 第4「給水体制の整備」に準拠する。

第5 物資供給体制の整備

◇現状と方針

災害発生時には、流通経済が停止するために物資の入手が困難な被災者に、食料、生活必需品等を供給する必要がある。
本市では、これに備えて必要な物資の備蓄に努めるほか、大手スーパー等との協定締結による流通備蓄の活用など、今後も必要に応じた体制整備を推進する。
また、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第6節 第5「物資供給体制の整備」に準拠する。

第6 備蓄体制の整備

◇現状と方針

災害対策基本法では、住民等の責務として、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずること定めている。
本市では、各家庭での備蓄を推進するとともに、災害発生直後における被災者への供給を目的とした、食料、物資等の備蓄を今後とも継続して進める。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第6節 第6「備蓄体制の整備」に準拠する。

第7 応援体制の整備

◇現状と方針

大規模災害が発生した場合、市単独での対応は困難であり、各業者、道あるいは全国からの応援を必要とする。

本市では、民間業者、団体、道、道内全市町村・中核市等と応援協定を締結している。今後も必要に応じ応援協定を締結し、応援体制の充実を図る。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第6節 第7「応援体制の整備」に準拠する。

第8 宅地対策の整備

◇現状と方針

大雨により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減及び防止して市民の安全を確保することが必要である。

そのため、本市では道と連携して被災宅地危険度判定を実施し、宅地対策を推進する。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第6節 第9「宅地対策の整備」に準拠する。

第9 災害ボランティア活動の環境整備

◇現状と方針

本市では、災害時のボランティアの活動支援体制づくりを推進するため、社会福祉協議会や市内ボランティア団体との協力体制を整備する。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第6節 第10「災害ボランティア活動の環境整備」に準拠する。

第10 文教対策の整備

◇現状と方針

災害時には学校施設の被災等により児童、生徒等の安全確保、教育活動の確保等が文教対策で必要となる。このため、学校管理者等は防災上必要な体制の整備及び児童、生徒等の安全確保を推進する。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第6節 第11「文教対策の整備」に準拠する。

第6節 要配慮者対策のための環境整備

■対策の体系

項 目	担 当
第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部，土木建設課，公共建築課
第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課，長寿社会課，介護保険課，障害福祉課，市民活動課，地域まちづくり課，健康推進課，子育て助成課，母子保健課，市民安心課
第3 要配慮者利用施設の対策	福祉保険課，障害福祉課，長寿社会課，介護保険課，予防指導課，他関係各課
第4 外国人への対策	都市交流課
第5 観光客への対策	観光課

■自助・共助の役割

住民	○ 要配慮者の把握及び避難行動要支援者の避難支援に関すること。
自主防災組織等	○ 要配慮者の把握及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備に関すること。
事業所	○ 観光客対策に関すること。（観光事業者，交通機関等）

第1 要配慮者への街づくり対策

◇現状と方針

災害時に障害者，高齢者等の要配慮者が円滑な避難行動や避難所生活をするには，ふだんから要配慮者の行動を視野に入れた施設整備をすることが必要である。

本市では，引き続き要配慮者にとって行動の障害となるものをなくすよう努め，要配慮者にやさしい環境づくりを推進する。

対策の内容は，震災対策編 第1章 第7節 第1「要配慮者への街づくり対策」に準拠する。

第2 在宅の避難行動要支援者への対策

◇現状と方針

災害時には，避難行動や避難所生活，あるいは災害後の混乱のなかでの在宅ケアなど要配慮者に対する支援が必要である。

本市では，要配慮者のうち，在宅の避難行動要支援者の避難支援等を行うため，避難支援等関係者となる消防機関，警察，自衛隊，自主防災組織，その他適当と認めるものに対して避難行動要支援者名簿を提供する。また，災害時の避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保に努める。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第7節 第2「在宅の避難行動要支援者への対策」に準拠する。

第3 要配慮者利用施設の対策

◇現状と方針

災害時には、在宅の避難行動要支援者だけでなく、要配慮者利用施設の利用者の安全確保と生活支援も必要である。

本市では、今後も各施設で防災計画を作成し、災害時の防災対策を整備するよう指導する。

■災害時の防災計画の策定 各施設において、水防法による要配慮者施設避難確保計画などの避難活動や生活物資の確保などを定めた防災計画を策定する。

■災害時の生活確保 各施設において、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度に生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

■浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達 各施設の利用者が、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等及び避難に関する情報等を電話、FAXなどにより施設管理者等に伝達する体制を整備する。

■土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設への情報伝達 各施設の利用者が、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等及び避難に関する情報等を電話、FAXなどにより施設管理者等に伝達する体制を整備する。

■要配慮者利用施設とは

高齢者施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等）、障害児（者）施設（障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設）、保育所（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所）、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）病院、診療所（有床に限る。）及び助産所など

なお、本計画で定める要配慮者利用施設の名称、住所、伝達手段等については、資料編に定める。

第4 外国人への対策

◇現状と方針

日本語の理解が十分でない外国人は、災害時の対応や避難生活などに大きなハンディキャップを持っている。本市では、このような外国人を要配慮者と位置付け、外国人への防災対策を推進する。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第7節 第4「外国人への対策」に準拠する。

第5 観光客への対策

◇現状と方針

本市には、観光施設や空港があり、道内外から多くの観光客や来訪者が訪れる。そのため、市は、観光事業者、交通機関等と連携し、観光客への防災対策を推進する。

対策の内容は、震災対策編 第1章 第7節 第5「観光客への対策」に準拠する。

【参考】

- 災害危険箇所（法令指定地）における情報伝達及び避難体制等
- 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧
- 避難施設と要配慮者利用施設等を結ぶ避難路候補一覧

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急体制の確立

■対策の体系

項 目		担 当
第1	防災体制の確立	防災課, 各部
第2	準備体制	防災課, 各部
第3	1 災害警戒配備体制	防災課, 各部
	2 災害警戒配備体制の解除	
	3 災害対策本部体制への移行	
第4	1 市災対本部の設置	防災班, 交通防犯班, 要員支援班, 各部
	2 市災対本部の運営	
	3 市災対本部の廃止	
第5	1 参集場所	防災班, 要員支援班, 各部
	2 参集指示	
第6	事務分掌	各部

第1 防災体制の確立

本市の防災体制は、次のとおりである。

■市の防災体制

体制	配備基準	内容	配備人員
準備体制	○ 災害の発生に備え情報の収集等が必要な場合、各部局長が必要と認めたとき。	気象情報の発表等により、災害の発生に備え情報の収集等を行うための体制	この体制を必要とする部局で定める配備
災害警戒配備体制	○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。 ・大雨警報が発表され、かつ、洪水警報が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報が発表された場合 ○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。 ・市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・大規模な火災・爆発・事故が発生した場合 ○ その他市長が必要と認めたとき。	気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備

体制		配備基準	内容	配備人員
災害対策本部体制	第1非常配備	○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長が必要と認めたとき。 ・市域で局地的な災害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合 ・大規模な火災・爆発・事故が発生し、被害が拡大するおそれがある場合	災害への応急対策又は危険箇所の警戒等のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の1の人員
	第2非常配備	○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長（本部長）が必要と認めたとき。 ・市域の数地区で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合 ・極めて大規模な火災・爆発・事故が発生した場合	第1非常配備の体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の2の人員
	第3非常配備	○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長（本部長）が必要と認めたとき。 ・市域の全域に被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合	市の組織及び機能の全てを挙げて応急対策活動に対処する体制	災害対策本部関係部職員的全員

第2 準備体制

気象情報等の災害に関する情報が発表された場合、各部局は状況に応じ、情報収集等の必要な措置を行い、次の体制に備える。

第3 災害警戒配備体制

災害に関する情報を収集し、災害の発生に対処するために、旭川市災害警戒配備要綱に基づき災害警戒配備体制をとる。

1 災害警戒配備体制

(1) 配備決定及び配備基準

市長は、警戒活動をする必要があると認められる場合、災害警戒配備体制をとることを決定し、防災安全部長に通知する。

配備基準は次のとおりである。

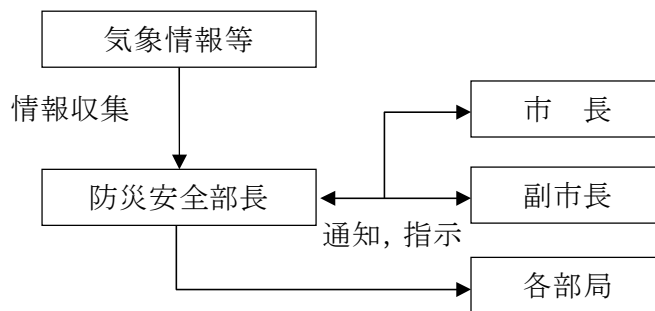
■災害警戒配備体制の配備基準

- 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。
 - ・大雨警報が発表され、かつ、洪水警報が発表された場合
 - ・土砂災害警戒情報が発表された場合
 - ・暴風警報、暴風雪警報、大雪警報が発表された場合
- 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。
 - ・市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - ・大規模な火災・爆発・事故が発生した場合
- その他市長が必要と認めたとき。

(2) 配備の連絡

防災安全部長は、災害の状況に応じ必要な部局へ災害警戒配備体制をとるよう通知する。

■配備の伝達経路



(3) 活動内容等

災害警戒配備体制は、準備体制から引き続き、災害危険拡大等の情報収集及び連絡を行うとともに、限定的な災害活動等の活動を行う。主な活動は、おおむね次のとおりである。

■災害警戒配備体制の活動

- | | |
|------------------|------------------|
| ○ 災害情報等の収集・伝達 | ○ 河川、急傾斜地等の警戒、監視 |
| ○ 小規模な災害への応急対策活動 | ○ 住民等への情報の伝達 |
| ○ 各部局所管施設の状況把握 | ○ 関係機関等との連絡調整 |
| ○ 避難所の開設 | |

2 災害警戒配備体制の解除

市長は、災害のおそれが解消したとき、あるいは事態が収束したときは、災害警戒配備体制を解除する。

3 災害対策本部体制への移行

市長は、被害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要とするときは、市災対本部を設置し、災害対策本部体制へ移行する。

第4 災害対策本部体制

市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2に基づき、市災対本部を設置する。

1 市災対本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の基準によって必要と認められる場合、市災対本部を設置する。

■市災対本部の設置基準

次の区分の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長が必要と認めたとき。

- 市域で局地的な災害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合
- 大規模な火災・爆発・事故が発生し、被害が拡大するおそれがある場合

(2) 市災対本部設置

ア 市災対本部は市役所内に置く。

本部室は総合防災センター災害対策室に設置する。ただし、これにより難いと本部長が認めた場合は、本部長が適当と認めた場所に設置する。

イ 市災対本部を設置したときは、総合防災センター正面玄関又は本部室を設置した建物正面玄関及び本部室前に「旭川市災害対策本部」等の標識を掲示する。

(3) 現地災害対策本部

被災地において応急活動拠点を設置する必要があるときは、被災地の近くに現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

また、道及び関係機関との協議により、道が定める合同本部設置要綱に基づいた、災害対策現地合同本部が設置された場合、人員、機材等の派遣応援を行う。

(4) 市災対本部設置の通知

防災安全部長は、市災対本部を設置した場合、各部長及び防災関係機関にその旨を通知する。

2 市災対本部の運営

(1) 組織

市災対本部の組織及び役割は、次のとおりである。

■市災対本部の組織

本部長	市長	本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

本部員	常勤監査委員，教育長，水道事業管理者，病院事業管理者，部長職※，会計管理者	本部会議を構成し，災害対策の方針等を決定するとともに，所管の部の事務に従事する。 ※部長職・・・旭川市庁議規則第3条第5号及び第6号の職にある者
班長	市長が指名する課長職	本部員の命を受け，班の事務を処理する。
班に属すべき職員	市長が指名する職員	上司の命を受け，災害対策事務に従事する。

(2) 本部長の職務の代理

市災对本部の指揮など，災害応急対策に係る本部長の権限に関して，本部長に事故等があり判断を仰ぐことができない場合は，次の順に職務を代理する。

■本部長の職務の代理

第1位	副本部長（防災安全部の事務を担当する副市長）
第2位	副本部長（他の副市長）
第3位	総括部長（防災安全部長）
第4位	総務部長

(3) 本部会議

ア 本部会議は，本部長が開催し，災害応急対策の基本方針等を協議，決定するとともに，各部の調整・連絡を行う。

イ 本部会議は，災害等の状況等により，一部の構成員をもって開くことができる。

ウ 本部会議構成員は，会議の招集の必要がある場合，総括部長を通じ本部長に要請する。

■本部会議の概要

構成	本部長，副本部長，本部員及び本部長が指名する職員
協議事項	○ 市災对本部の非常配備体制の設定，切替及び廃止 ○ 災害情報及び被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定 ○ 本部長の指示 ○ 応援の要請 ○ その他災害対策に関する重要事項
開催場所	総合防災センター災害対策室又は本部長が適当と認めた場所

(4) 本部連絡員

本部長が指定する班は，本部連絡員を本部室に派遣する。本部連絡員は，本部室に常駐し，情報の収集・伝達，資料の収集等を行う。

(5) 防災関係機関連絡室

市災对本部と防災関係機関との連携を図るため，市災对本部に防災関係機関連絡室を設置する。防災関係機関からは，連絡員を派遣するよう要請する。

(6) 長期化への配慮

災害対応の長期化に備え，ローテーションを組んで対応に当たる等，災害対応へ従事す

る職員の健康を確保する。

(7) 市職員のストレス対策

災害対応従事職員の惨事ストレス対策を講じる必要がある場合は、精神科医等の派遣を国等に要請する。

3 現地本部の運営

(1) 組織

現地本部の組織及び役割は、次のとおりである。

■現地本部の組織

現地災害対策本部長	副本部長，本部員，	現地災害対策本部の事務を掌理する。
現地災害対策本部員	その他の災对本部職員から本部長が指名	現地災害対策本部で所管の事務を処理する。
その他の職員		上司の命を受け，現地本部に従事する。

(2) 設置場所

被災地に近い支所等の市有施設又は学校に置く。

(3) 活動内容

- ア 被災現場での指揮
- イ 関係機関との連絡調整

(4) 現地本部の廃止

本部長は、災害現場において災害応急対策がおおむね完了するなど、現地本部が必要なくなったと認めるときは、現地本部を廃止する。

4 市災对本部の廃止

本部長は、災害発生後における応急措置が完了したと認めたときは、市災对本部を廃止する。

総括部長は、各部長，本部連絡員及び防災関係機関にその旨を通知する。

第5 参集・配備

1 参集場所

(1) 勤務時間内の参集場所

所属場所を参集場所とする。

(2) 勤務時間外の参集及び参集場所

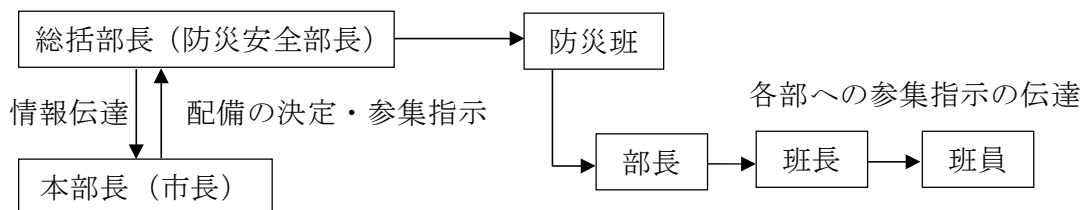
勤務時間外の参集場所は、原則的に所属先とする。

ただし、所属先に直行が困難な場合は、居住地に近い支所又は最寄りの市有施設に参集する。

2 参集指示

参集における各部局の非常配備体制は、先に示した市の防災体制に基づき、各部局において計画するものとし、各部必要な職員に参集を指示する場合は、次の経路に従って行う。

■参集指示の伝達経路



参集指示の方法は、勤務時間内の場合、口頭等で行う。
勤務時間外の場合は、電話等により行う。

第6 事務分掌

災害対策に当たる各部各班の役割は、「災害対策の事務分掌」のとおりとし、各班は、被害の発生状況・災害の経過等に伴って、部内各班と協力して対策に当たる。

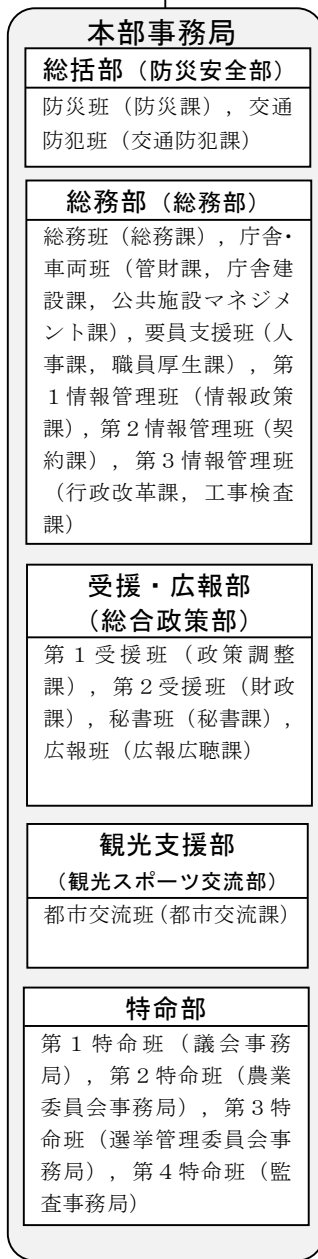
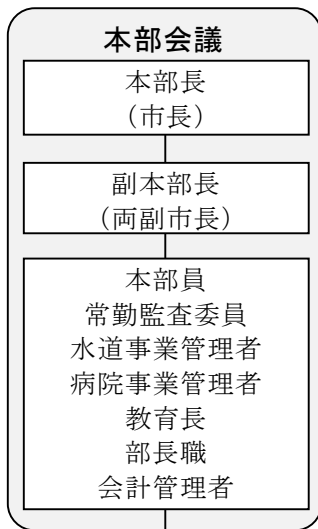
「災害対策の事務分掌」は、市災対本部廃止後に、引き続き災害対応が必要な場合にもあてはまるものとし、全庁的に対応に当たることとする。

【参考】

旭川市災害対策本部条例

旭川市災害警戒配備要綱

■市災对本部の組織図



各部

地域振興部 (地域振興部)	地域振興班 (地域振興課), 都市計画班 (都市計画課), 空港整備班 (空港政策課)
調査部 (税務部)	調査庶務班 (税制課), 第1調査班 (市民税課), 第2調査班 (資産税課), 第3調査班 (納税管理課), 第4調査班 (納税推進課)
避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課), 第2避難班 (市民課), 市民活動班 (市民活動課, 地域まちづくり課), 支所班 (各支所)
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班 (環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)
援護部 (福祉保険部)	第1援護班 (福祉保険課), 第2援護班 (長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班 (障害福祉課), 第4援護班 (国民健康保険課), 第5援護班 (指導監査課), 第6援護班 (生活支援課), 第7援護班 (保護第1課), 第8援護班 (保護第2課), 第9援護班 (保護第3課)
保健部 (保健所)	第1保健班 (保健総務課, 医務薬務課), 第2保健班 (健康推進課), 第3保健班 (保健指導課), 第4保健班 (衛生検査課, 動物愛護センター), 第5保健班 (食肉衛生検査所)
子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班 (子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, 母子保健課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)
観光支援部 (観光スポーツ交流部)	観光支援班 (観光課), 物資管理班 (スポーツ課), 都市交流班 (都市交流課)
食料物資部 (経済部)	第1食料物資班 (経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班 (産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園
農政部 (農政部)	農政班 (農政課), 農業振興班 (農業振興課), 農林整備班 (農林整備課), 農業センター
建築部 (建築部)	住宅班 (建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班 (建築指導課), 建築班 (公共建築課・設備課)
土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課), 第2土木班 (土木管理課), 第3土木班 (用地課), 第4土木班 (土木建設課), 第5土木班 (公園みどり課), 第6土木班 (雪対策課, 土木事業所)
医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班 (経営管理課), 医事班 (医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班 (医局, 看護部 他)
消防部 (消防本部)	消防庶務班 (総務課), 予防指導班 (予防指導課), 警防班 (警防課), 指令班 (指令課), 市民安心班 (市民安心課), 南消防班 (南消防署), 北消防班 (北消防署), 消防特命班 (上川消防署, 鷹栖消防署)
第1教育部 (学校教育部)	第1教育班 (教育政策課, 学校施設課), 第2教育班 (学務課, 教育指導課), 第3教育班 (学校保健課)
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班 (社会教育課), 第5教育班 (文化振興課), 第6教育班 (公民館事業課), 第7教育班 (中央図書館), 第8教育班 (科学館), 第9教育班 (博物館)
水道部 (上下水道部)	水道総務班 (総務課), 連絡調達班 (経営企画課), 広報・給水班 (管路管理課), 配水調整班 (管路管理課, 水道施設課), 水源班 (浄水課), 下水道班 (管路管理課, 下水道施設課), 処理場班 (下水処理センター), 市民対応班 (料金課)
会計部	会計班 (会計課)

■災害対策の事務分掌

部	班名（平常時の課）	事務分掌
総括部 （防災安全部）	防災班 （防災課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 市災对本部の総括に関する事。 2 市災对本部の設置、運営及び廃止に関する事。 3 自衛隊派遣要請に関する事。 4 国及び道に対する要請及び報告に関する事。 5 市災对本部の非常配備体制に関する事。 6 気象の予報、特別警報・警報・注意報、情報等の受理及び伝達に関する事。 7 被災者相談窓口の開設に関する事。 8 日赤救助活動との連絡調整に関する事。 9 部内の総括に関する事。 10 り災証明及びり災届出証明に関する事。
	交通防犯班 （交通防犯課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による交通対策に関する事。 2 市災对本部の設置、運営及び廃止に関する事。 3 被災地の防犯に関する事。
総務部 （総務部）	総務班 （総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 市災对本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事。 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 3 部内の総括に関する事。 4 り災証明及びり災届出証明に関する事。 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関する事。
	庁舎・車両班 （管財課、庁舎建設課、公共施設マネジメント課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の車両確保及び配車に関する事。 2 被災地への応急物資の輸送に関する事。 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関する事。 4 災害対策用の燃料の確保に関する事。 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関する事。
	要員支援班 （人事課、職員厚生課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における職員の動員に関する事。 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関する事。 3 災害に係る職員の公務災害補償に関する事。 4 職員の安否確認に関する事。
	第1情報管理班 （情報政策課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 市情報システムの被害調査及び応急対策に関する事。 2 情報の収集及び整理に関する事。 3 市災对本部のネットワークの構築に関する事。
	第2情報管理班 （契約課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害物資の購入及び調達に関する事。 2 情報の収集及び整理に関する事。
	第3情報管理班 （行政改革課、工事検査課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び整理に関する事。
受援・広報部 （総合政策部）	第1受援班 （政策調整課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総括に関する事。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事。
	第2受援班 （財政課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に係る財政に関する事。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事。
	秘書班 （秘書課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞者及び視察者の接待に関する事。
	広報班 （広報広聴課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 市民広報に関する事。
特命部	第1特命班 （議会事務局）	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総括及び連絡調整に関する事。 2 議長、副議長及び各議員への連絡に関する事。 3 特命事項に関する事。
	第2特命班 （農業委員会事務局）	<ol style="list-style-type: none"> 1 特命事項に関する事。 2 避難所の開設及び管理に関する事。
	第3特命班 （選挙管理委員会事務局）	<ol style="list-style-type: none"> 1 特命事項に関する事。 2 避難所の開設及び管理に関する事。
	第4特命班 （監査事務局）	<ol style="list-style-type: none"> 1 特命事項に関する事。 2 避難所の開設及び管理に関する事。

部	班名（平常時の課）	事務分掌
地域振興部 （地域振興部）	地域振興班 （地域振興課）	1 部内の総括に関する事。 2 部内各班の調整に関する事。
	都市計画班 （都市計画課）	1 危険区域の巡視に関する事。 2 被災宅地の危険度判定に関する事。
	空港整備班 （空港政策課）	1 空港の被害調査及び応急対策に関する事。
調査部 （税務部）	調査庶務班 （税制課）	1 部内の総括に関する事。 2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 3 災台帳の作成に関する事。 4 避難所の開設及び管理に関する事（第2非常配備以降）。
	第1調査班 （市民税課）	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 災台帳の作成に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事（第2非常配備以降）。
	第2調査班 （資産税課）	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 災台帳の作成に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事（第2非常配備以降）。
	第3調査班 （納税管理課）	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 災台帳の作成に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事（第2非常配備以降）。
	第4調査班 （納税推進課）	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事。 2 災台帳の作成に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事（第2非常配備以降）。
避難部 （市民生活部）	第1避難班 （市民生活課）	1 部内の総括に関する事。 2 避難所の総括、開設及び管理に関する事。 3 火葬場の確保に関する事。 4 被災者の相談に関する事。
	第2避難班 （市民課）	1 避難所の開設及び管理に関する事。 2 被災者の相談に関する事。
	市民活動班（市民活動課、地域まちづくり課）	1 住民組織との連絡及び協力に関する事。 2 ボランティアに関する事。 3 被災者の相談に関する事。
	支所班 （神居支所、江丹支所、永山支所、東旭川支所、神楽支所、西神楽支所、東鷹栖支所）	1 避難所の開設及び管理に関する事。 2 区域内の広報、被災者相談、各種申請等に関する事。
環境清掃部 （環境部）	環境庶務班 （環境総務課、廃棄物政策課、清掃施設整備課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）	1 部内の総括に関する事。 2 災害廃棄物（し尿を含む。）の処理方法に関する事。 3 仮設トイレの設置に関する事。
	ごみ収集班 （廃棄物処理課、クリーンセンター）	1 災害廃棄物（し尿を含む。）の収集運搬に関する事。
	ごみ処理班 （廃棄物政策課、廃棄物処理課、環境指導課、クリーンセンター）	1 災害廃棄物（し尿を含む。）の処理に関する事。

部	班名（平常時の課）	事務分掌
援護部 （福祉保険部）	第1 援護班 （福祉保険課）	1 部内の総括に関する事。 2 義援金に関する事。 3 行方不明者の情報収集に関する事。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関する事。 5 ボランティアに関する事。
	第2 援護班 （長寿社会課、介護保険課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 2 避難行動要支援者の避難支援に関する事。
	第3 援護班 （障害福祉課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 2 避難行動要支援者の避難支援に関する事。
	第4 援護班 （国民健康保険課）	1 危険区域の巡視に関する事。 2 義援金に関する事。 3 行方不明者の情報収集に関する事。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関する事。
	第5 援護班 （指導監査課）	1 危険区域の巡視に関する事。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 3 避難行動要支援者の避難支援に関する事。
	第6 援護班 （生活支援課）	1 危険区域の巡視に関する事。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 3 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関する事。
	第7 援護班 （保護第1課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 2 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関する事。
	第8 援護班 （保護第2課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 2 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関する事。
	第9 援護班 （保護第3課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 2 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関する事。
保健部 （保健所）	第1 保健班 （保健総務課、医務薬務課）	1 部内の総括に関する事。 2 被災者の医療対策の総括に関する事。 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事。 4 被災地の医薬品、衛生材料等の需給に関する事。
	第2 保健班 （健康推進課）	1 被災者の健康保持に関する事。 2 所管する要配慮者の保健に関する事。
	第3 保健班 （保健指導課）	1 被災者の健康保持に関する事。
	第4 保健班 （衛生検査課、動物愛護センター）	1 被災地の防疫に関する事。 2 ペット対策に関する事。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事。
	第5 保健班 （食肉衛生検査所）	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事。

部	班名（平常時の課）	事務分掌
子育て支援部（子育て支援部）	子育て支援班 （子育て支援課，子育て助成課，こども育成課，母子保健課，子ども総合相談センター，愛育センター）	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総括に関する事。 2 応急保育に関する事。 3 園児の安否確認及び保護に関する事。 4 危険区域の巡視に関する事。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 6 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 7 避難所の開設及び管理に関する事（第2非常配備以降）。
観光支援部（観光スポーツ交流部）	観光支援班（観光課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総括に関する事。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関する事。 3 物資保管センターの確保及び運営に関する事。
	物資管理班（スポーツ課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資保管センターの確保及び運営に関する事。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関する事。
	都市交流班（都市交流課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人への情報提供及び相談に関する事。 2 市民広報に関する事。
食料物資部（経済部）	第1食料物資班（経済総務課，経済交流課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総括に関する事。 2 応急食料及び生活必需品の調達並びに供給に関する事。 3 市民が使用する燃料の確保に関する事。
	第2食料物資班（産業振興課，企業立地課，工芸センター）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急食料及び生活必需品の調達並びに供給に関する事。 2 市民が使用する燃料の確保に関する事。 3 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。
	工業技術センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。
	旭山動物園	<ol style="list-style-type: none"> 1 来園者の安否確認及び保護に関する事。
農政部（農政部）	農政班（農政課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総括に関する事。 2 被災農家の支援に関する事。 3 応急食料の調達及び供給に関する事。
	農業振興班（農業振興課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急食料の調達及び供給に関する事。 2 被災農家の支援に関する事。 3 家畜対策に関する事。
	農林整備班（農林整備課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急食料の調達及び供給に関する事。 2 被災農家の支援に関する事。
	農業センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。 2 被災農家の支援に関する事。
建築部（建築部）	住宅班（建築総務課，市営住宅課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総括に関する事。 2 応急仮設住宅入居者の決定に関する事。 3 応急仮設住宅の管理に関する事。
	建築調査班（建築指導課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災建築物の応急危険度判定及び応急対策に関する事。 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における住宅の応急修理に関する事。
	建築班（公共建築課，設備課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の設置に関する事。 2 避難所及び救護所の応急措置等に関する事。 3 公共施設の危険度判定及び応急対策に関する事。
土木部（土木部）	第1土木班（土木総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総括に関する事。 2 応急資材の調達及び配分に関する事。
	第2土木班（土木管理課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通規制等の措置に関する事。
	第3土木班（用地課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険区域の巡視に関する事。
	第4土木班（土木建設課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路，橋りょう，河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事。

部	班名（平常時の課）	事務分掌
土木部 （土木部）	第5土木班 （公園みどり課）	1 公園，緑地等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 危険区域の巡視に関すること。
	第6土木班 （雪対策課，土木事業所）	1 道路，橋りょう，河川，排水路等の応急修理に関すること。 2 障害物の除去に関すること。 3 緊急除雪に関すること。 4 危険区域の巡視に関すること。
医療部（市立旭川病院事務局）	医療庶務班 （経営管理課）	1 部内の総括に関すること。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。 3 被災者の応急医療及び収容の事務に関すること。 4 医療等の委託に関すること。
	医事班 （医事課，薬剤科，臨床器材科）	1 救護所の設置及び管理に関すること。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。 3 医療，歯科医療及び助産の薬品並びに資器材等の調達に関すること。
	医療班 （医局，看護部他）	1 被災者の応急医療救護，収容，介助及び看護に関すること。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導並びに救護に関すること。 3 助産に関すること。
消防部 （消防本部）	消防庶務班 （総務課）	1 部内の総括に関すること。 2 緊急必要資材の調達及び補給に関すること。
	予防指導班 （予防指導課）	1 災害の予防広報及び警戒広報に関すること。 2 火災警報に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 災害の情報収集及び連絡報告に関すること。
	警防班 （警防課）	1 災害活動の記録に関すること。 2 消防機関への応援要請に関すること。 3 消防用車両の配車計画に関すること。 4 水防に関すること。 5 医療機関との連携に関すること。
	指令班 （指令課）	1 通信の運用及び確保に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。
	市民安心班 （市民安心課）	1 消防団員の動員に関すること。 2 消防団員の公務災害補償に関すること。 3 災害の予防広報及び警戒広報に関すること。 4 災害の情報収集及び連絡報告に関すること。
	南消防班 （南消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の搜索活動に関すること。
	北消防班 （北消防署）	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の搜索活動に関すること。
	消防特命班 （上川消防署，鷹栖消防署）	1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
第1教育部 （学校教育部）	第1教育班 （教育政策課，学校施設課）	1 部内の総括に関すること。 2 各学校及び教育関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。
	第2教育班 （学務課，教育指導課）	1 児童及び生徒の安否確認に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。
	第3教育班 （学校保健課）	1 被災児童，生徒及び学校施設の衛生管理に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。

部	班名（平常時の課）	事務分掌
第2教育部 （社会教育部）	第4教育班 （社会教育課）	1 部内の総括に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事
	第5教育班 （文化振興課）	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事
	第6教育班 （公民館事業課）	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事
	第7教育班 （中央図書館）	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事
	第8教育班 （科学館）	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事
	第9教育班 （博物館）	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事
水道部 （上下水道部）	水道総務班 （総務課）	1 部内の総括に関する事 2 人員、車両等の調達及び確保に関する事 3 災害情報の受理、収集及び報告に関する事 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関する事
	連絡調達班 （経営企画課）	1 住民組織との連絡調整に関する事 2 応急資材の調達に関する事
	広報・給水班 （管路管理課）	1 飲料水の応急給水及び広報活動に関する事
	配水調整班 （管路管理課、水道施設課）	1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事
	水源班 （浄水課）	1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事
	下水道班 （管路管理課、下水道施設課）	1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事
	処理場班 （下水処理センター）	1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 2 他班の応援に関する事
	市民対応班 （料金課）	1 上下水道の市民対応に関する事 2 給水班の応援に関する事
会計部 （会計課）	会計班 （会計課）	1 災害関係経費の出納に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・所属員の安否及び参集状況の把握に関する事。 ・所管の被害調査、応急対策、復旧等に関する事。 ・本部長の特命事項に関する事。
------	--

第2節 情報の収集・伝達

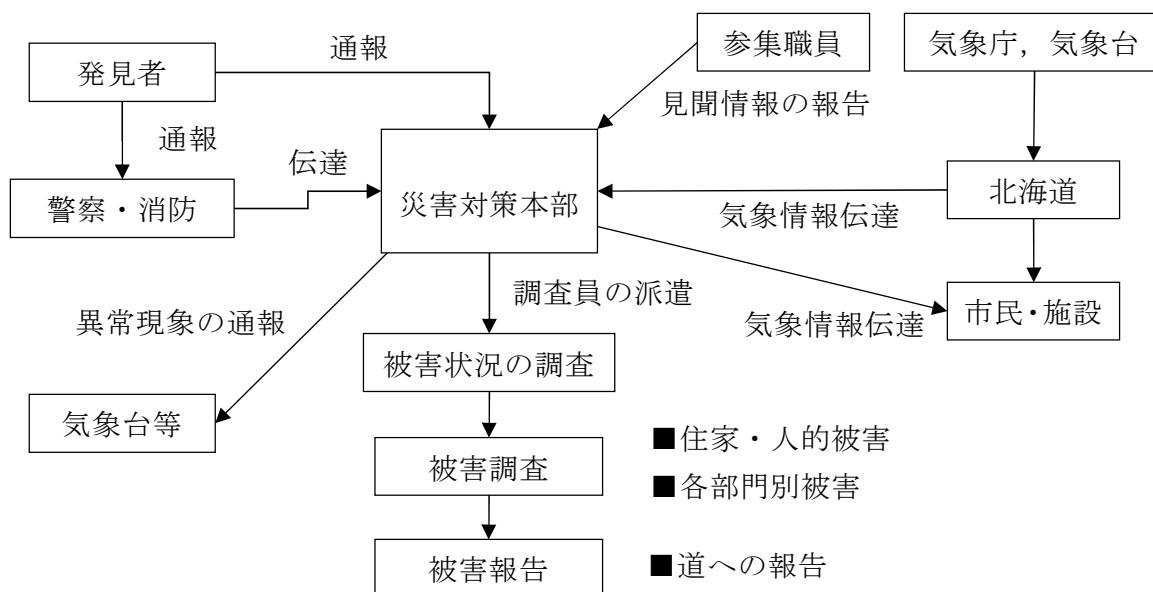
■対策の体系

項 目		担 当
第1 災害関連情報の収集・伝達	1 気象情報等の発表	気象庁, 旭川地方気象台, 旭川開発建設部, 上川総合振興局旭川建設管理部
	2 気象情報等の収集・伝達	防災班
第2 被害情報の収集・調査・報告	1 災害情報等の収集・整理	調査部, 各施設所管班, 第1～3情報管理班, 防災班, 都市計画班, 第3～6土木班, 第4～6援護班, 子育て支援班, 消防部
	2 被害調査	各調査担当班, 防災班
	3 被害報告	防災班
第3 災害時通信伝達体制	1 電話による通信	各部, 各施設管理者, 東日本電信電話株式会社
	2 公衆通信設備以外の通信	各部, 各施設管理者, 各防災関係機関

■自助・共助の役割

住民	○ 地域の被害情報の通報に関すること。
自主防災組織等	○ 地域の被害情報の集約・通報に関すること。
事業所	○ 地域の被害情報の通報に関すること。

情報の収集・伝達の流れは次のとおりである。



第1 災害関連情報の収集・伝達

1 気象情報等の発表

市域に関する気象情報等は、次のとおりである。

(1) 気象に関する予報，特別警報・警報・注意報及び情報等

旭川地方気象台は，次のような気象に関する予報，特別警報・警報・注意報及び情報等を発表する。

■注意報・警報・特別警報の種類及び気象情報

注意報	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報・融雪注意報・なだれ注意報
	洪水注意報・浸水注意報・地面現象注意報 ※浸水注意報・地面現象注意報は，大雨注意報などの気象注意報に含めて発表する。	
警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
	洪水警報・浸水警報・地面現象警報 ※浸水警報・地面現象警報は，大雨警報などの気象警報に含めて発表する。	
特別警報		暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雨特別警報・大雪特別警報
気象情報		注意報・警報を補完する情報
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表時に，現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような，まれにしか観測しない雨量であることを知らせるために発表
早期注意情報（警報級の可能性）		警報級の現象が5日先までに予想されるときに，その可能性を高さに応じて[高]，[中]の2段階で伝える情報
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報

(2) 土砂災害警戒情報

旭川地方気象台と上川総合振興局旭川建設管理部は，大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき，市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう，該当市町村名を明示して土砂災害警戒情報を発表する。

(3) 水防活動用気象注意報・気象警報

旭川地方気象台は，水防活動の利用に適合する注意報・警報（下表の左欄）を発表する。ただし，発表は，一般の利用に適合する注意報・警報（下表の右欄）をもって代える。

■水防活動用気象注意報・気象警報の種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(4) 洪水予報（洪水予報指定河川）

北海道開発局旭川開発建設部は、洪水により経済上重大な損害が生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、旭川地方气象台と共同して洪水のおそれがあると認められるときは、水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示した洪水予報を行う。

■洪水予報の発表基準

予報の種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想される時。
氾濫警戒情報	①基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想される時。 ②基準地点の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される時。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達した時。
氾濫発生情報	予報実施区域内で氾濫が発生した時。

■洪水予報指定河川の基準地点と基準水位

水系名	河川名	基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
石狩川	石狩川上流	旭橋(永山橋下流)水位観測所	106.40m	106.90m	107.70m
		旭橋(永山橋上流)水位観測所	106.40m	109.00m	109.40m
	石狩川下流	伊納水位観測所	92.20m	93.90m	94.90m
		納内水位観測所	58.90m	59.20m	60.10m
	忠別川	暁橋水位観測所	210.20m	210.50m	211.00m
	美瑛川	西神楽水位観測所	137.80m	139.20m	139.90m
	牛朱別川	中央橋水位観測所	109.80m	110.10m	110.30m

(5) 水位情報（水位周知河川）

北海道開発局旭川開発建設部又は上川総合振興局旭川建設管理部は、洪水予報指定河川以外の河川で洪水により経済上相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川については、避難判断水位を定め、水位がこれに達したときは、水位又は流量等を示した情報を関係機関等へ周知する。

■水位周知河川の基準地点と避難判断水位

水系名	河川名	基準地点	避難判断水位
石狩川	オサラッペ川	鷹栖橋水位観測所	106.00m
	辺別川	18号水位観測所	152.00m
	江丹別川	萬代橋水位観測所	133.21m
		嵐山水位観測所	99.87m
	ペーパン川	ペーパン川水位観測所	139.08m
	倉沼川	倉沼川水位観測所	167.70m
	ポン川	ポン川水位観測所	136.92m
	永山新川・	北永水位観測所	136.10m

	牛朱別川	鹿島橋水位観測所	137.50m
	比布川	比布川水位観測所	158.26m
	牛朱別川・当麻川	当麻川水位観測所	160.34m

(6) 水防警報

北海道開発局旭川開発建設部又は上川総合振興局旭川建設管理部は、水防警報を行うと指定した河川について、洪水予報、気象予報等により又は自ら水位、流量及びその他の河川の状況の判断により、水防を行う必要があると認められるとき、石狩川上流部の水防警報を発表する。

(7) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

旭川地方気象台は、消防法第22条に基づき、次のような気象状況のとき、火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

■旭川地方気象台の火災気象通報の基準

- 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下の場合
- 平均風速12m/s以上 [旭川16m/s以上] が予想される場合
ただし、平均風速が12m/s以上 [旭川16m/s以上] であっても降雨及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

■旭川市の火災に関する警報の基準（「旭川市火災予防規則」）

- 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下であって、最大風速が12m/s以上のとき、又は12m/s以上になる見込みがあるとき。
- 平均風速が17m/s以上のとき、又は17m/s以上になる見込みがあるとき。

(8) 火山情報

旭川地方気象台は、火山に関する情報を発表する。情報の種類、内容は第22節「火山災害対策」に記述する。

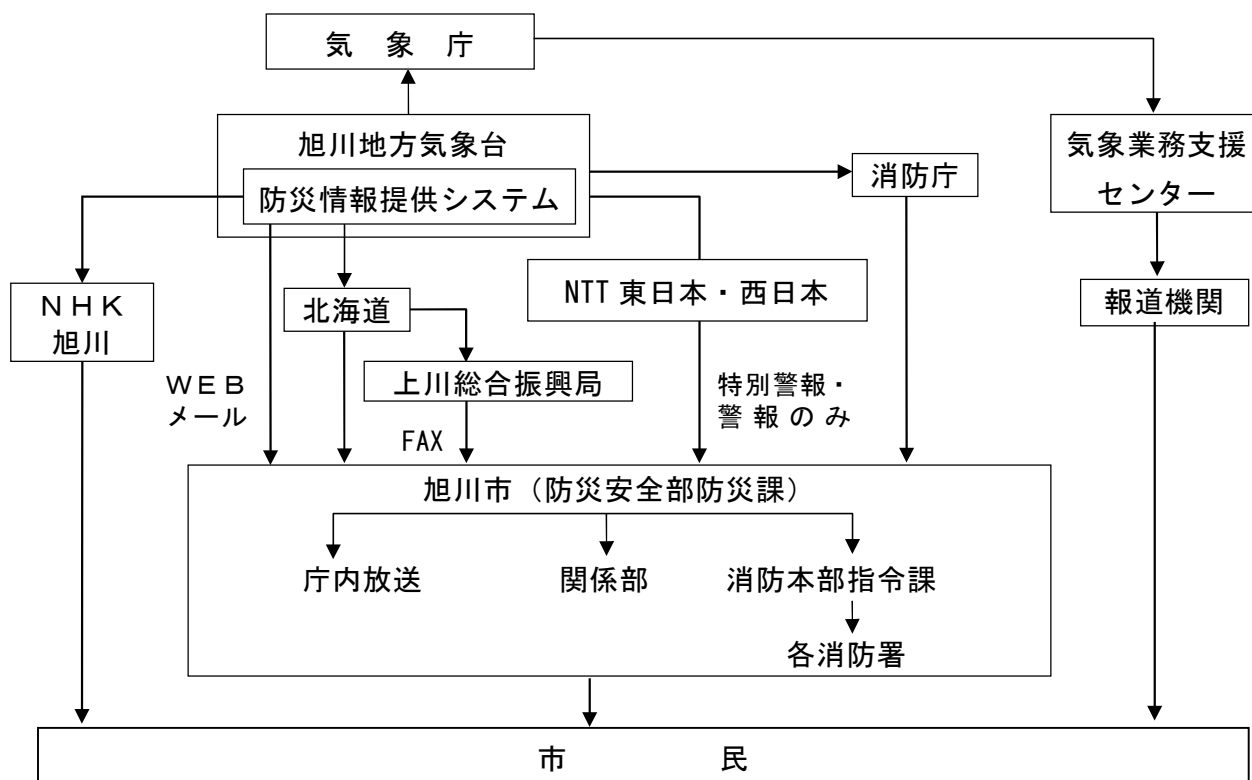
2 気象情報等の収集・伝達

防災班は、気象庁及び旭川地方気象台が発表する気象情報等を迅速に収集し、住民や関係機関等に伝達する。

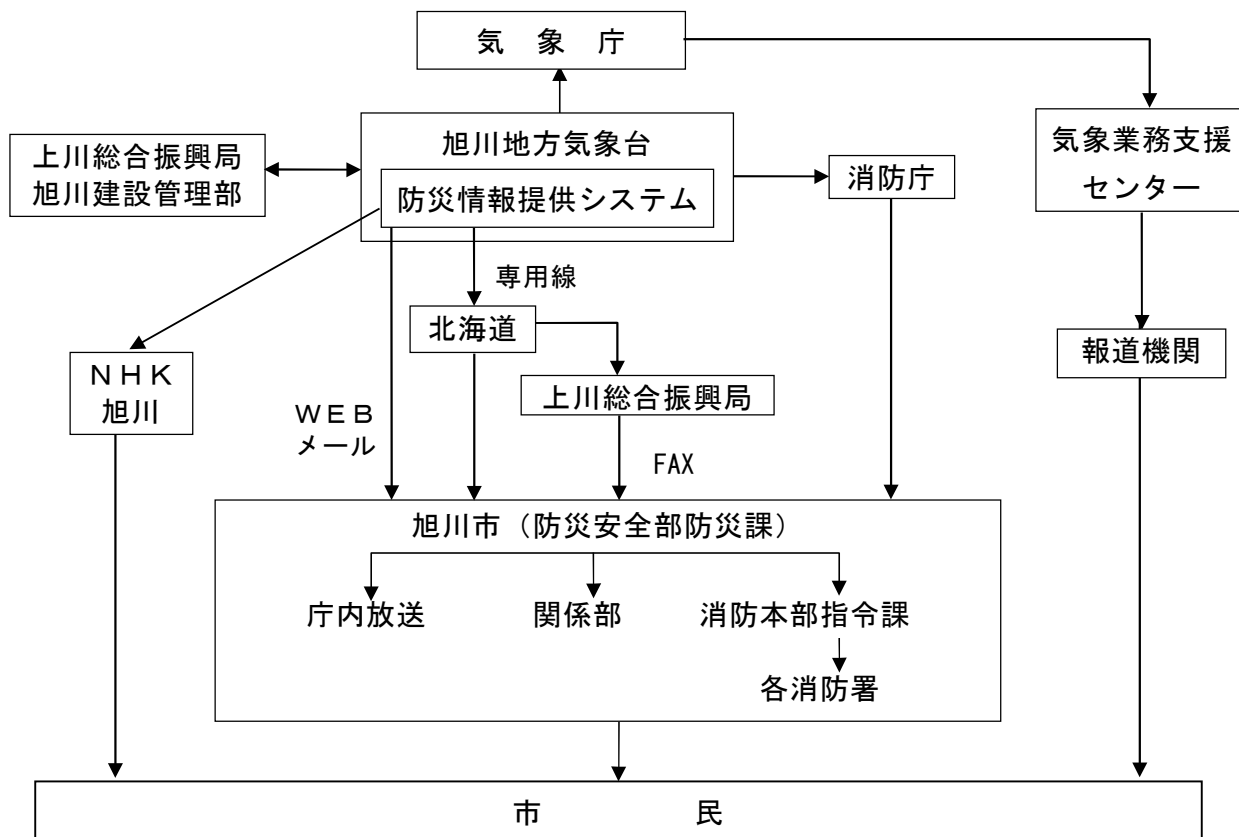
気象情報等の収集・伝達経路は、次のとおりである。

防災班は、市に伝達された情報を収集し、関係機関等に伝達する。また、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設、浸水想定区域内にある大規模工場への伝達は、施設に係る各部から洪水予報等及び土砂に関する情報を電話、FAX等で伝達する。

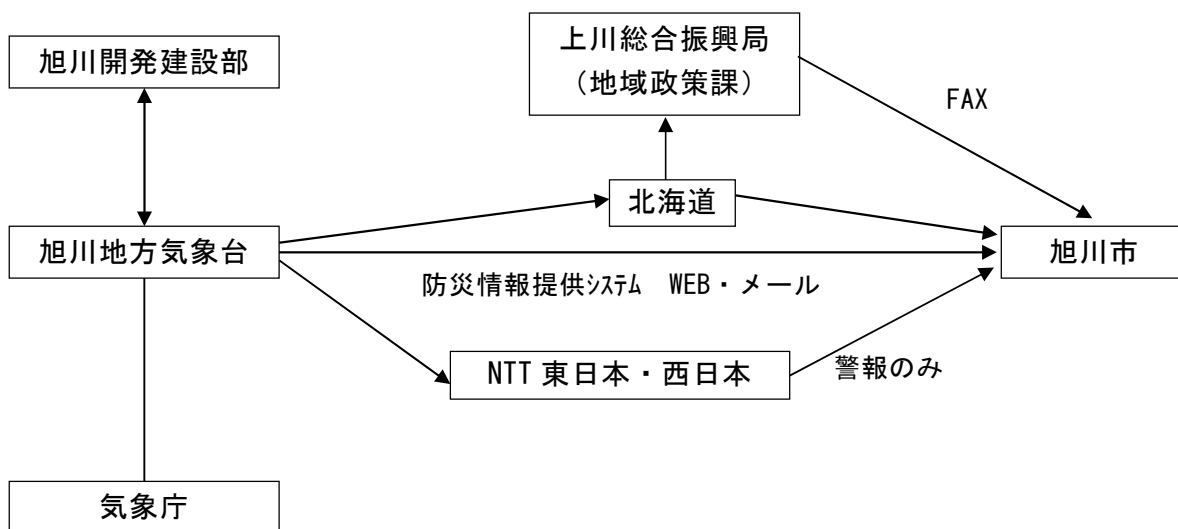
■予報，特別警報・警報・注意報及び情報等の伝達経路



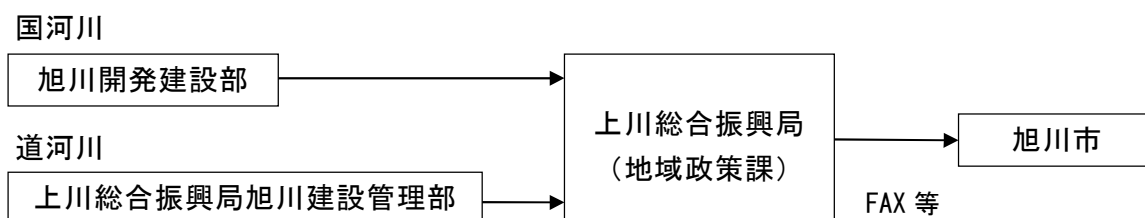
■土砂災害警戒情報の伝達経路



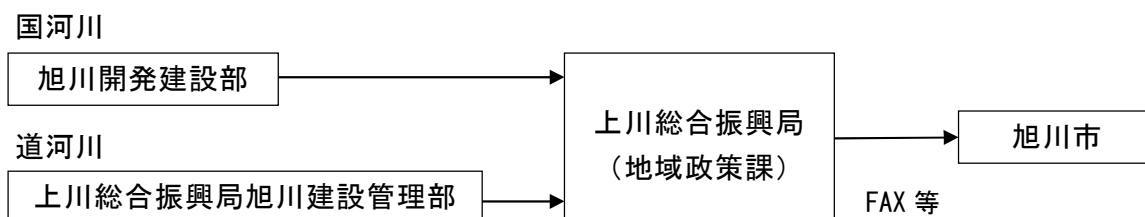
■洪水予報（指定河川洪水予報）の伝達経路



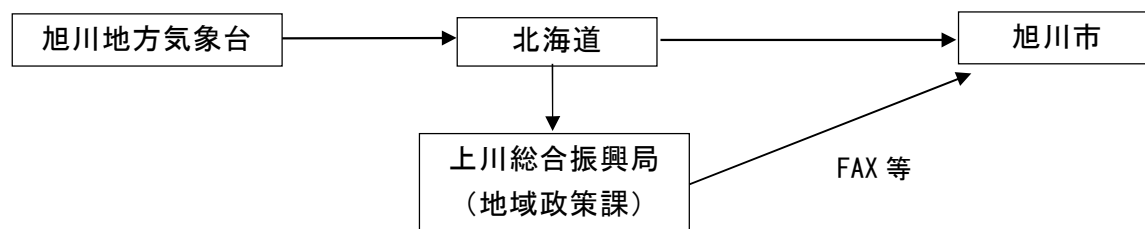
■水位情報（水位周知河川）の伝達経路



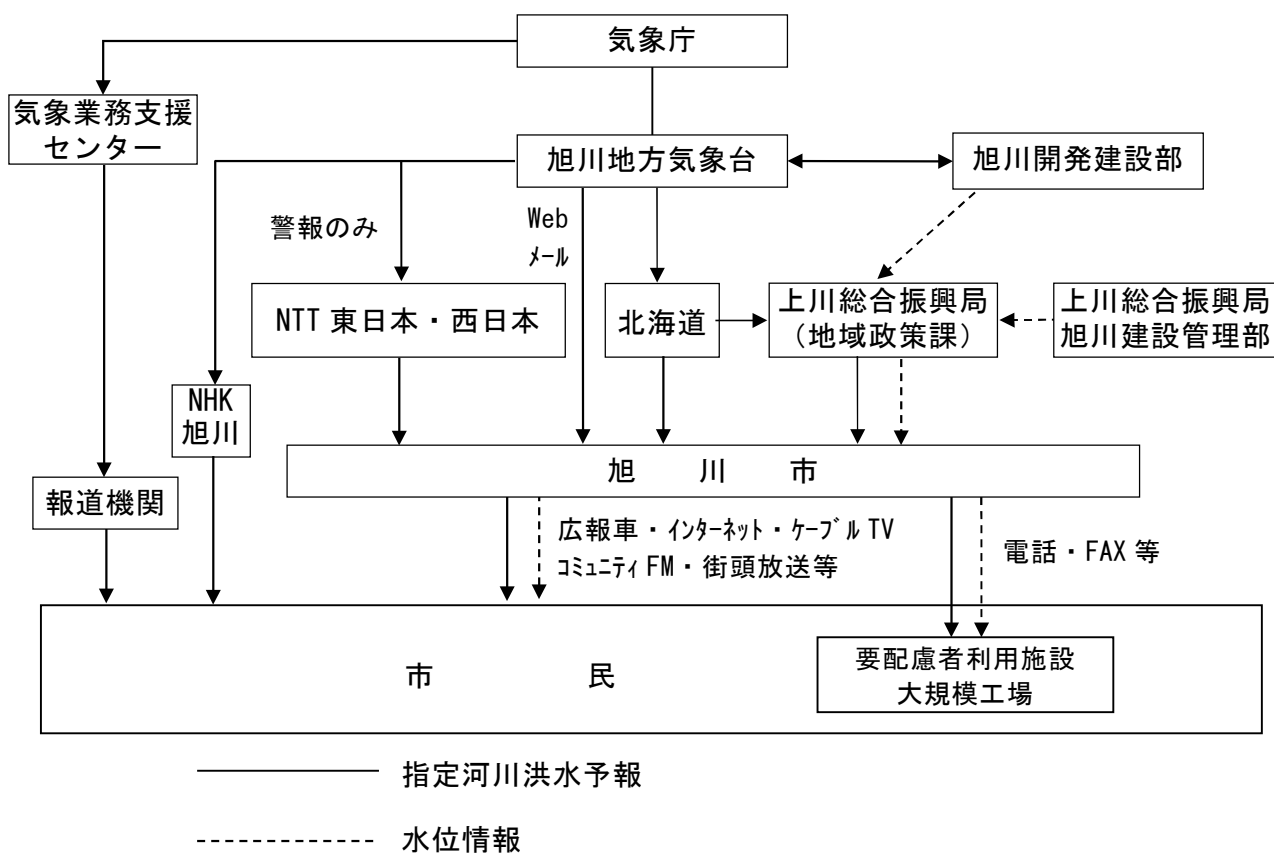
■水防警報の伝達経路



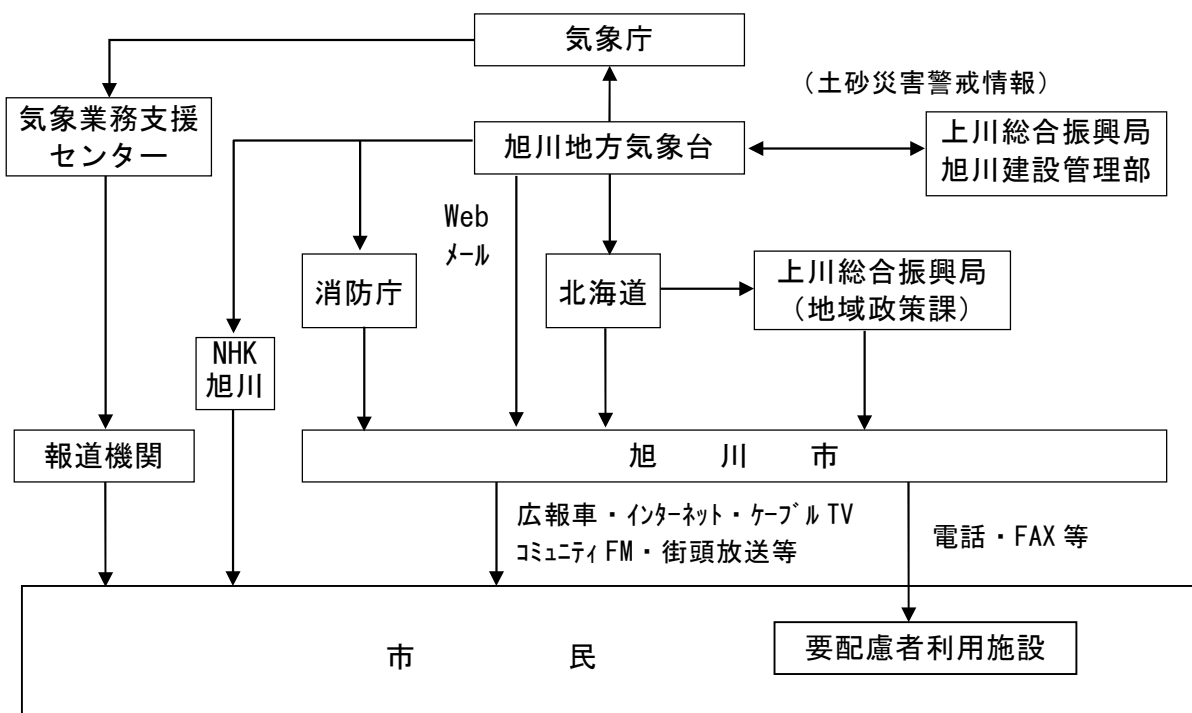
■火災気象通報の伝達経路



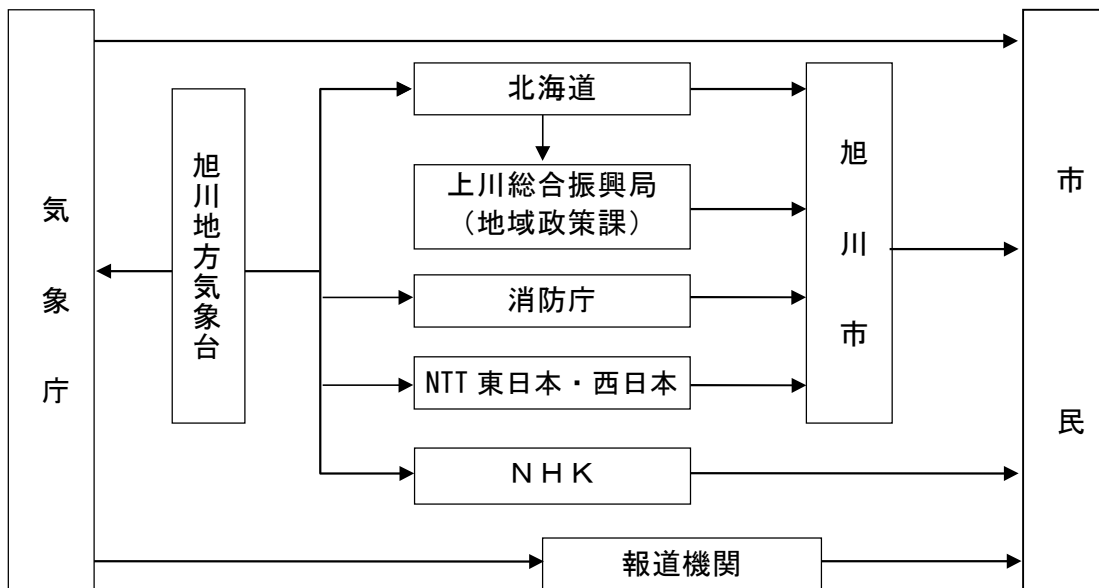
■ 浸水想定区域への伝達経路（指定河川洪水予報・水位情報）



■ 土砂災害警戒区域への伝達経路（土砂災害に関する情報）



■特別警報等の伝達経路



第2 被害情報の収集・調査・報告

1 災害情報等の収集・整理

(1) 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象（異常水位，がけ崩れ，火災等）を発見した者，土砂災害危険箇所等において前兆現象（湧き水，ひび割れ等）を発見した者又はその通報を受けた警察官等は，直ちに市（防災班）に通報する。

通報を受けた市（防災班）は，その旨を気象台その他の機関に通報する。

(2) 警戒・巡視活動

異常現象の通報を受けたとき，又は災害の発生が予測されるときは，都市計画班，第3～6土木班，第4～6援護班，子育て支援班，消防部は，それぞれ所管の現場に要員を派遣し，警戒・巡視活動を行う。

(3) 被害状況の調査

調査部は，家屋被害に関する情報を収集するとともに，必要に応じて被害調査チームを編成し，災害現場の巡視を行うなど，家屋被害状況の把握に努める。

また，各部は所管する施設の被害状況を調査する。

把握した被害状況は，第1情報管理班に報告する。

(4) アマチュア無線による情報の収集

防災班は，「災害情報の収集及び伝達に関する協定」に基づきアマチュア無線による情報収集を要請する。

(5) 被害情報の整理

第1～3情報管理班は，通報を受けた情報，警戒・巡視の情報等を集約し整理する。

(6) 関係機関への通報

防災班は，必要に応じて災害情報を関係機関に通報する。

■災害情報等の通報先

○ 上川総合振興局（地域創生部地域政策課）
○ 旭川中央警察署（警備課）
○ 旭川東警察署（警備課）
○ 旭川開発建設部（防災対策官）
○ 旭川地方気象台（現業）
○ 上川総合振興局旭川建設管理部（維持管理課）
○ 異常現象によって災害の影響があると予想される隣接市町村

(7) ライフラインの情報収集

防災班は、ライフライン施設の被害、供給状況等の情報を、防災関係機関連絡室に配備されている連絡員等から収集する。

■ライフライン情報

○ ライフライン施設の被害状況	○ 供給停止区域
○ 交通の運行状況及び道路の状況	○ 各機関の対策の状況

2 被害調査

(1) 被害の調査

各調査担当班は、災害の危険が解消した段階で、「被害状況の判断基準」による被害調査を行う。各調査担当班が行う判定基準による調査対象は、次のとおりである。

■部門別調査の担当及び対象

調査担当部	調査担当班	調査対象
調査部	調査庶務班，第1～第4調査班	住家及び当該住家の居住者に係る人的被害
農政部	農業振興班	農業作物及び畜産被害
	農林整備班	農業施設被害及び林業被害
土木部	第4，6土木班	所管の河川，道路及び橋りょう被害
土木部，地域振興・広報部	第3，5，6土木班，都市計画班	所管の施設及び所管の土砂災害警戒区域におけるがけ崩れ
水道部	配水調整班，水源班，下水道班，処理場班	水道施設被害
		下水道施設被害
援護部	第1援護班	社会福祉施設被害
保健部	第1保健班	病院被害
環境清掃部	環境庶務班	廃棄物処理施設被害
避難部	第1避難班	火葬場被害
観光支援部	物資管理班	社会体育施設被害
食料物資部	第1食料物資班	商業被害
	第2食料物資班	工業被害
第1教育部	第1教育班	学校教育施設被害
第2教育部	第4教育班	社会教育施設被害

(2) 被害のとりまとめ

各調査担当班は、調査した被害結果をまとめ、防災班に提出する。

3 被害報告

(1) 国に対する報告

防災班は、消防庁が定める火災・災害等即報要領に基づき、火災・災害等のうち一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合は、第1報については、直接消防庁に報告する。また、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。ただし、直接即報基準のうち火災等即報及び救急・救助即報については消防部が担当する。

(2) 道に対する報告

防災班は、北海道地域防災計画で定める災害情報等報告取扱要領に基づく報告の対象及び消防庁が定める火災・災害等即報要領に基づく火災・災害等（「即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合は、災害情報及び被害状況を道に報告する。ただし、即報基準のうち火災等即報及び救急・救助事故即報については消防部が担当する。

■報告の内容及び方法

報告の種類	内 容	報告の方法	報告先
災害情報	災害の経過に応じ、逐次報告	電話又は無線等	上川総合振興局 地域創生部 地域政策課
被害状況報告 (速報)	被害発生後、直ちに件数のみ報告		
被害状況報告 (中間報告)	被害状況が判明次第、報告 報告内容に変化→その都度報告		
被害状況報告 (最終報告)	応急措置完了後、15日以内に報告	文書	

(3) 道への報告ができない場合の措置

防災班は、道への報告ができない場合、直接国（総務省消防庁）に報告する。

第3 災害時通信伝達体制

災害発生時において、施設の損壊や回線のふくそう等により、東日本電信電話株式会社等の一般回線電話が非常にかかりにくくなることが予想される。

各部、各施設管理者及び各防災関係機関は、次のとおり情報伝達手段を確保し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

1 電話による通信

災害時において電話回線が異常にふくそうし、かかりにくい場合には、災害時優先電話を利用し通信の確保を図る。

2 公衆通信設備以外の通信

- (1) 旭川市防災行政無線
市が保有する防災行政無線を用いて通信を行う。
- (2) 北海道総合行政情報ネットワークシステムによる通信
道の本庁，各総合振興局，各振興局及び出先機関並びに他市町村等との通信に使用する。
- (3) 通信設備の優先使用
災害発生時，応急処置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要がある場合，災害対策基本法第57条，第79条等法令の定めに基づき，電気通信設備の優先利用，有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し，通信の確保を図る。
- (4) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信
上記(1)から(3)に掲げる通信施設を使用又は利用して通信を行うことができない場合，若しくは通信を行うことが著しく困難である場合は，北海道地方非常通信協議会加入無線局等へ協力を要請する。
- (5) 通信途絶時の放送要請
前記(4)の通信系統によっても通信を行うことができない場合又は著しく困難である場合は，災害対策基本法第57条の規定により，災害に関する通知，要請，伝達，警告等を行うため，放送機関に放送の要請を行う。

【参考】

被害状況の判断基準

北海道への災害報告様式

直接即報基準

即報基準

北海道災害情報等報告取扱要領

(旭川市締結協定)

防災情報の共有に係る協定書

北海道総合行政情報ネットワーク連絡所の管理運営に関する協定

災害情報の収集及び伝達に関する協定

災害等における緊急放送に関する協定

災害時における情報発信等に関する協定

災害時における地図製品等の供給に関する協定

第3節 災害広報・広聴活動

■対策の体系

項 目		担 当
第1 災害広報活動	1 災害時の広報	消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班
	2 避難所における広報	広報班, 都市交流班, 第1, 2避難班, 支所班, 第1~6教育班, 第2~4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1~4調査班, 子育て支援班
第2 報道機関への対応	1 報道機関への要請	広報班, 都市交流班
	2 記者発表	広報班, 都市交流班
第3 広聴活動	1 相談窓口の設置	防災班
	2 被災者相談	各担当班

■自助・共助の役割

住民	○ 情報収集が困難な方への情報共有に関すること。
自主防災組織等	○ 情報収集が困難な方への情報共有に関すること。
事業所	—

第1 災害広報活動

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、消防部及び消防団は、現場にて避難等の指示を行う。防災班、広報班及び都市交流班は、SNS、広報車等にて避難等の広報を行う。また、広報班、都市交流班及び避難所担当班等は、避難所にて避難者への広報を行う。対策の内容は、震災対策編 第2章 第3節 第1「災害広報活動」に準拠する。

第2 報道機関への対応

広報班及び都市交流班は、報道機関に対しテレビ・ラジオ等を通じた広報を要請する。また、広報班及び都市交流班は、記者会見場を設置し、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。対策の内容は、震災対策編 第2章 第3節 第2「報道機関への対応」に準拠する。

第3 広聴活動

防災班は、市民からの問合せや生活相談に対応するため、市役所内に相談窓口を設置する。対策の内容は、震災対策編 第2章 第3節 第3「広聴活動」に準拠する。

【参考】

(旭川市締結協定)

災害情報の収集及び伝達に関する協定

災害等における緊急放送に関する協定

災害時における情報発信等に関する協定

災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

災害時における相談業務の応援に関する協定

第4節 応援派遣

■対策の体系

	項 目	担 当
第1 自衛隊の 災害派遣	1 災害派遣要請の要求及び受 入れ	防災班, 第1, 2 受援班
	2 自主派遣	自衛隊
	3 撤収要請の要求	防災班
第2 国・道・市 町村等への 要請	1 国・道への要請	防災班
	2 市町村への要請	防災班
	3 受入れ体制	第1, 2 受援班, 各担当班
	4 協定機関・団体への要請	各担当班
	5 応援隊の撤収要請	各担当班
第3 応援隊の 受入れ	1 応援隊への対応	防災班, 消防部
	2 応援活動への支援	各担当班, 渉外班

第1 自衛隊の災害派遣

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事（総合振興局長）に対して派遣要請を要求する。

第1, 2 受援班は、自衛隊の派遣要請を要求した場合、作業計画の作成、資機材の準備を行うなど、受入れ体制を整える。また、自衛隊に連絡員の派遣を要請する。

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事（総合振興局長）及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請の要求を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第4節 第1 「自衛隊の災害派遣」に準拠する。

第2 国・道・市町村等への要請

防災班は、北海道開発局長（旭川開発建設部）、知事（総合振興局長）、市町村の長等に対し、応援の要請を行う。

また、必要に応じて、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

各担当班は、応援協定に基づき、各団体、民間業者等に対し応急対策活動に必要な物資その他の応援要請を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第4節 第2 「国・道・市町村等への要請」に準拠する。

第3 応援隊の受入れ

各担当班は、応援を求める作業について、作業計画を立案し、応援部隊が派遣された場合は、その長と協議して各対応を調整する。

第1, 2 受援班は、各班のニーズを把握し、応援先の機関等と要員、作業内容、資機材の確保などについて調整を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第4節 第3 「応援隊の受入れ」に準拠する。

【参考】

自衛隊派遣要請の要求様式

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(旭川市締結協定)

北海道広域消防相互応援協定

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

防災情報の共有に係る協定書

北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ

災害時の相互応援に関する協定

旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

北海道総合行政情報ネットワーク連絡所の管理運営に関する協定

災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

広域防災に係る相互応援に関する覚書

中核市災害相互応援協定

災害情報の収集及び伝達に関する協定

災害等における緊急放送に関する協定

災害時における情報発信等に関する協定

高速自動車国道救急・救助活動等に関する協定書

災害時の医療救護活動に関する協定

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における衛生材料等の物資供給の協力に関する協定

災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

災害時における機器の調達に関する協定書

災害時における物資調達に関する協定書

災害時における介護用、福祉用具等の調達に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

災害時における応急生活物資等の供給に関する協定

災害時の物資供給及び店舗営業又は早期再開に関する協定

洪水時における緊急避難場所としての使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

災害時等における給電車による電力供給に関する協定

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定

災害時における資機材のレンタルに関する協定

災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定

災害等の発生時における旭川市と社団法人北海道エルピーガス協会上川支部の応急・復旧活動の支援に関する協定

災害時協力協定書

災害等に係る調査業務等の災害緊急対応等の協力に関する協定

災害時におけるバスによる緊急輸送の協力に関する協定書

災害時応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定

災害時における物資の保管等に関する協定

災害時における緊急輸送等に関する協定

災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書

災害時における遺体搬送等に関する協定書

災害時における動物救護活動に関する協定

災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定書

災害時の救護活動に関する協定

災害時における相談業務の応援に関する協定

避難所施設使用に関する覚書

福祉避難所の指定に関する協定書

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定

災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

災害時における協力に関する協定

災害時における相互協力に関する協定書

災害時における避難所としての施設使用に関する協定書

福祉避難所の開設に関する協定書

旭川市障害者福祉センターにおける福祉避難所の開設に関する覚書

災害時における緊急避難場所としての施設使用に関する覚書

第5節 水防活動

市内の河川における水害の発生及び拡大の防止については、水防法に基づいて、水防管理者（市長）による「旭川市水防計画」が別に定められており、水防活動はこれに基づいて実施する。

■対策の体系

項 目	担 当
第1 水防組織	防災班，消防部，水道部，土木部，消防団
第2 水防活動	消防部，消防団，防災班，土木部，水道部

第1 水防組織

水防管理者（市長）は、洪水等による水害が発生するおそれのある場合、市役所内に水防本部を設置する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織内に吸収され、水防に関する事務は市災対本部にて行う。

第2 水防活動

各班は、次の水防活動を行う。

なお、防災班は、必要に応じて知事（総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

■水防活動

担 当	活 動 内 容
防災班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等との連絡調整 ○ 通信連絡機能の確保 ○ 気象予報等の受理伝達
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管する河川，排水路等の被害調査及び応急対策 ○ 所管する河川の巡視警戒 ○ 所管施設に必要な応急資材の調達及び分配 ○ 所管施設に必要な水防資材の輸送 ○ 河川における樋門操作等の応急対策
消防部，消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防作業 ○ 重要水防区域の巡視 ○ 人命救助 ○ 水災の警報，警戒広報，情報収集及び通信 ○ 消防職団員の動員
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川における樋門操作等の応急対策

【参考】

(旭川市締結協定)

北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ
災害時における応急対策業務に関する協定

第6節 救助・救急・消火

■対策の体系

項	目	担 当
第1 救助・救急活動	1 救助情報の収集	消防部, 第1～3情報管理班
	2 救助活動	消防部, 消防団, 総括部, 市民, 自主防災組織, 事業所
	3 救急活動	消防部, 防災班
第2 消火活動	1 情報の収集	消防部
	2 消火活動	消防部, 消防団
	3 市民・自主防災組織・事業所の活動	市民, 自主防災組織, 事業所
第3 消防への要請	1 応援隊の要請	防災班
	2 受入れ体制	消防部
第4 職員のケア		消防部

■自助・共助の役割

住民	○ 救助活動及び初期消火に関すること。
自主防災組織等	○ 応急手当に関すること。
事業所	○ 救護所への搬送に関すること。
	○ 初期消火に関すること。

第1 救助・救急活動

要救助者を発見した者は、消防機関又は警察署等へ通報する。

消防部及び消防団は、救助情報に基づいて救助チームを編成し救助活動を行う。また、自主防災組織等と協力し、救助現場から救護所まで負傷者を搬送する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第5節 第1「救助・救急活動」に準拠する。

第2 消火活動

消防部は、市民、警察等からの火災発生等の情報を収集し、消火活動を行う。

市民・自主防災組織・事業所等は、出火防止措置を行い、火災が発生した場合、消防機関に通報するとともに、消防機関との連携を保ちつつ、可能な限り、初期消火活動等を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第5節 第2「消火活動」に準拠する。

第3 消防への要請

本部長は、市単独の対応では困難と認めたときは、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、道内の消防組織に対し消防隊、救急隊、ヘリコプター等の応援を要請する。

また、必要に応じて、道に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第5節 第3「消防への要請」に準拠する。

第4 職員のケア

対策の内容は、震災対策編 第2章 第5節 第4「職員のケア」に準拠する。

【参考】

- 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票
(旭川市締結協定)
- 北海道広域消防相互応援協定
- 北海道消防防災ヘリコプター応援協定
- 高速自動車国道救急・救助活動等に関する協定書
- 災害時における応急対策業務に関する協定

第7節 医療救護

■対策の体系

	項 目	担 当
第1 応急医療活動	1 救護所の設置	医事班, 建築班
	2 医療救護チームの派遣	第1保健班, 医療班, 医師会, 歯科医師会等
	3 救護所での活動	医療班, 医師会, 歯科医師会等
	4 医薬品・医療資器材等の確保	医事班
	5 医療体制の確立	第1保健班, 消防部, 防災班
第2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動	第1保健班, 第3保健班, 医療部, 医師会, 歯科医師会等
	2 心の医療活動	第2保健班
	3 医療情報の提供	第1保健班
	4 人工透析患者等への対応	第1保健班, 医療部, 医師会

第1 応急医療活動

医事班は、医師会等と調整し、被災情報から救護所の設置場所を決定し、救護所となる施設に医療用資器材、電源及び応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。

また、医療救護チームを編成する。

第1保健班は、医師会及び歯科医師会との連携の下に、市内の医療施設について、情報を収集し、重症者を収容する医療施設を確保するとともに、避難所の開設状況等、医療体制の確立に必要な情報の提供に努める。

消防部は、傷病者を救護所から市内及び市外の医療施設へ救急車で搬送する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第6節 第1「応急医療活動」に準拠する。

第2 被災者等への医療

避難した直後に具合が悪くなる要配慮者等を考慮し、医療班は医療救護チームと連携して避難所を巡回し、トリアージや応急処置を行う。

第3保健班は、救護センターに保健師等を配置し、被災者の健康管理に当たる。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第6節 第2「被災者等への医療」に準拠する。

【参考】

(旭川市締結協定)

災害時の医療救護活動に関する協定

災害時の歯科医療救護活動に関する協定

災害時における衛生材料等の物資供給の協力に関する協定

災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定

第8節 避難

■対策の体系

項	目	担 当
第1 避難活動	1 風水害における避難の基本	—
	2 避難情報の発令等	防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班
	3 避難誘導	消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織
	4 警戒区域の設定	消防部, 消防団
	5 雪害及び火山災害における避難	防災班, 消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織
第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設	防災班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 第2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者
	2 避難所開設の広報	広報班, 都市交流班
	3 避難者の受入れ	第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 第2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班
	4 避難所の統合・廃止	第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 第2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班
第3 避難所の運営	1 避難所運営体制	第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 第2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織
	2 食料・物資の供給	第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 第2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部
	3 避難所設備の設置	第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 第2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築班
	4 避難所における衛生管理	第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 第2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班
	5 要配慮者への配慮	第2, 3, 5～9 援護班, 庁舎・車両班
	6 避難所の警備	第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 第2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 交通防災班, 警察署
	7 自宅等で生活をする被災者の把握	第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 第2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班
第4 広域避難		防災班

■自助・共助の役割

住民	○ 避難情報の伝達及び避難誘導に関すること。 ○ 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 ○ 避難所の開設及び運営に関すること。
自主防災組織等	
事業所	○ 避難誘導に関すること。

第1 避難活動

1 風水害における避難の基本

風水害における避難は、被害の発生前に、気象情報等に基づく自主避難、あるいは市からの避難情報の発令に基づいた事前避難を基本とする。

特に、避難に時間を要する避難行動要支援者は、地域を中心とした支援により早めの避難を行うことを基本とする。

2 避難情報の発令等

(1) 避難情報の種類と発令

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、本部長は、避難を要する地区の避難が必要な住民等に対し「【警戒レベル3】高齢者等避難」の発令を行う。次に、避難が必要な場合には通常の避難行動ができる住民に対しては「【警戒レベル4】避難指示」の発令を行う。既に災害が発生し、又は切迫しているときは、「【警戒レベル5】緊急安全確保」を発令する。

(2) 避難情報の発令により避難が必要な住民等に求める行動

洪水等・土砂災害における避難情報の発令により避難が必要な住民等がとるべき行動等は、次のとおりである。

種 類	避難が必要な住民等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●災害のおそれあり ●危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等^{*1}は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保^{*2}）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 ・特に、突発性が高く予想が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●災害のおそれ高い ●危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生又は切迫 ●直ちに安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険であ

	る場合、近隣の堅固な建物へ退避する等、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。
--	--

※1 高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人。

※2 屋内安全確保：上階への垂直避難や高層階に留まること等により、屋内で身の安全を確保すること。

注 突発的な災害の場合、避難情報の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(3) 洪水等の避難情報の発令判断基準

避難情報の発令に当たっては、次の内容を判断の基準とするが、河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。

区分 種類	洪水予報指定河川	水位周知河川	左記以外の中小河川，内水等
【警戒レベル3】 高齢者等 避難	○ 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が発表された場合。	○ 洪水警報が発表された場合。 ○ 避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合。	○ 大雨警報（浸水害）及び洪水警報が発表された場合。 ○ 近隣での浸水，河川の増水により浸水の危険が高いと判断された場合。 ○ 水門操作が予測される場合
	○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。		
【警戒レベル4】 避難指示	○ 氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が発表された場合。	○ 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合。	○ 近隣での浸水が拡大している場合。 ○ 排水先の河川の水位が高くなり，排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる場合。 ○ 水門の閉扉が予測される場合
	○ 異常な漏水・浸食等が発見された場合。 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。		
【警戒レベル5】 緊急安全 確保	○ 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が発表された場合。		
	○ 決壊や越水・溢水が発生した場合。		

※「洪水予報指定河川」とは、水防法により、洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがあるとして指定した河川で、指定河川洪水予報が発表される。

※「水位周知河川」とは、水防法により、洪水予報指定河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがあるとして指定した河川で、水位情報が発表される。

(4) 土砂災害の避難情報の発令判断基準

土砂災害における避難情報の発令判断基準は、次のとおりである。

種 類	内 容
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、北海道土砂災害警戒情報システムにおいて、〔実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達〕（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）する場合。 ○ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。 ○ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難情報の対象となる地域又はその近隣地で、土砂災害の前兆現象が発見された場合。 ○ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合。 ○ 北海道土砂災害警戒情報システムにおいて、〔予想で土砂災害警戒情報の基準に到達〕（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）する場合。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害が発生した場合。

(5) 屋内での待機等の指示

本部長は、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等の安全確保措置をとることを指示する。

(6) 避難情報の伝達

防災班は、避難情報を防災情報システムにより報道機関等を通じ市民に伝達するほか、緊急速報メール、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティFM、街頭放送等により市民に伝達する。

また、避難情報を発令する際には、その対象者を明確にし、取るべき避難行動が分かるように伝達する。

消防部、広報班及び都市交流班は、避難情報をSNS、テレビ、ラジオ、広報車等により市民に伝達する。また、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設、浸水想定区域内にある大規模工場への伝達は、施設に関する各部から避難情報を電話、FAX等で伝達する。

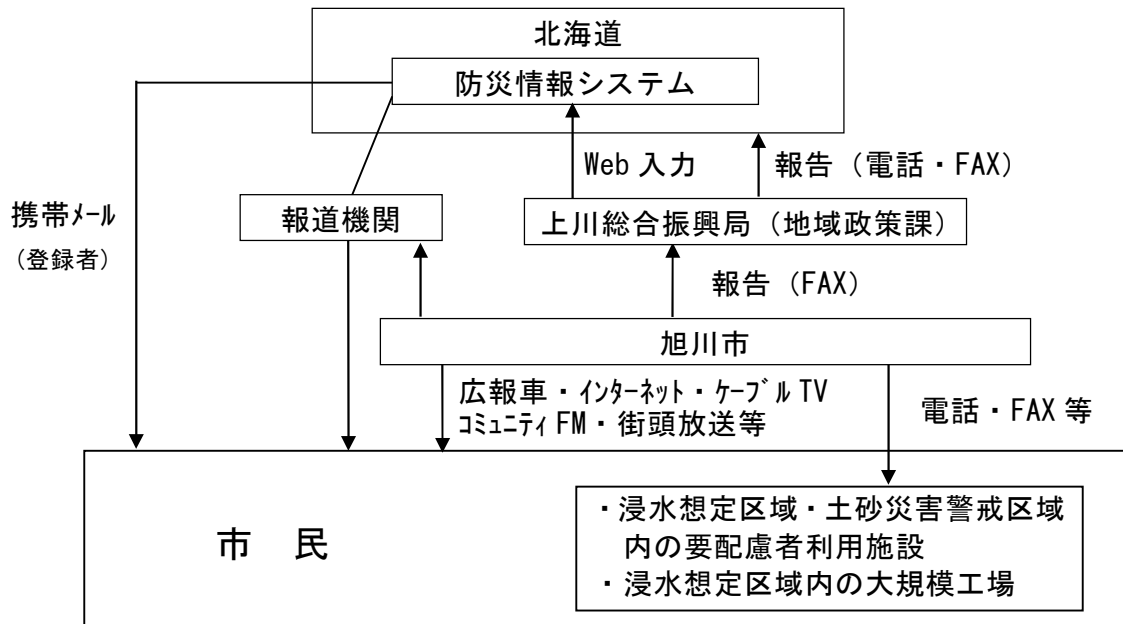
本部長は、避難情報を発令したときは、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に報告

する。

■避難時の伝達事項

- | | |
|---------------|----------------|
| ○ 避難を要する事由 | ○ 避難情報の対象区域 |
| ○ 避難先 | ○ 避難経路 |
| ○ 避難時の服装，携行品等 | ○ 避難行動における注意事項 |

■避難情報の伝達経路



(3) 解除

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難情報を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に報告する。

■避難指示等の発令権者及び要件

	根拠法令	措置	発令権者	発令要件
災害対策基本法	第56条	警報の伝達及び警告（高齢者等避難）	市長	災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者（高齢者等）など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
	第60条	避難指示及び緊急安全確保	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。
			知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
第61条	避難指示	警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。	

警察官職務執行法第4条	避難等の警告、命令、措置	警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。
自衛隊法第94条	避難等の警告、命令、措置	災害派遣を命じられた自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官等がないとき。
水防法第29条	避難指示	知事、知事の命を受けた道職員	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
		水防管理者	
地すべり等防止法第25条	避難指示	知事、知事の命を受けた道職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。

3 避難誘導

(1) 避難誘導

避難誘導は、災害の規模及び状況に応じて、最も近い避難場所等まで次のとおり行う。避難は原則として徒歩とする。なお、在宅の避難行動要支援者の避難は、地域の住民が協力し車両を活用するなどして行うが、住民では困難な場合は、第2、第3、第5～9 援護班が車両を手配して避難所まで搬送する。

(2) 浸水想定区域内のバスによる避難支援

洪水による浸水想定区域で浸水深が深くなる地区は、主に避難行動要支援者のためにバスによる避難支援を行う。

援護部、消防団又は浸水想定区域内の要配慮者施設の職員等で避難誘導する者は、避難者をバスに乗車させ安全な避難場所に輸送する。

なお、バスによる避難支援は、総括部が判断し、協定先に要請するとともに、避難担当者に連絡する。

(3) 指定緊急避難場所（屋内施設）の活用

洪水による浸水想定区域で浸水深が深くなる地区には、浸水により安全な指定避難所への避難が困難になることを想定し、屋内の指定緊急避難場所を指定している。バスの運行が不可能な浸水深になり、安全な指定避難所への避難が困難になった場合、消防団、援護部、その他の避難誘導を担当する職員は、避難が遅れた者を、近くにある屋内の指定緊急避難場所に誘導する。

■ 避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
住民	支所班、消防団員、警察官、自主防災組織等
在宅の避難行動要支援者	原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、第2、第3、第5～9 援護班が行う。
教育施設・保育施設	教職員
要配慮者利用施設	施設職員
事業所等	施設の防火・防災管理者及び管理責任者等

交通機関

施設管理者及び乗務員

4 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定する。

消防部又は消防団は、警戒区域の設定に伴い、警察官等の協力を得て実施する。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
消防長又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2
	消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき。	災害対策基本法第63条

5 雪害及び火山災害における避難

雪害及び火山災害における避難に対しては、避難情報の発令基準はないが、災害の状況により市長が判断し避難情報の発令を行う。

なお、避難情報の伝達、避難誘導、警戒区域の設定等の対策にあつては、風水害の対策を準用する。

第2 避難所の開設・廃止

防災班は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、第1，2避難班，支所班，援護部，第1，2教育部，消防部等に連絡する。開設する避難所は、被災地に最も近く安全な避難所とする。

避難所は、避難所担当班等が開設する。避難所として開設する施設を所管する部局は、避難所となる施設の管理者に開設の協力を要請する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第7節 第2「避難所の開設・廃止」に準拠する。

第3 避難所の運営

浸水や土砂災害により家屋等が被災し、避難生活が長期化する場合は、避難者による自主的な運営組織を確立し避難所を運営する。

なお、運営に当たっては、女性の意見が十分に反映されるよう配慮する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第7節 第3「避難所の運営」に準拠する。

第4 広域避難

対策の内容は、震災対策編 第2章 第7節 第4「広域避難」に準拠する。

【参考】

指定避難所等一覧

災害危険箇所（法令指定地）における情報伝達及び避難体制等

災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

（旭川市締結協定）

災害情報の収集及び伝達に関する協定

災害等における緊急放送に関する協定

災害時における情報発信等に関する協定

災害時における衛生材料等の物資供給の協力に関する協定

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

災害時における機器の調達に関する協定書

災害時における物資調達に関する協定書

- 災害時における介護用、福祉用具等の調達に関する協定書
- 災害時における物資供給に関する協定書
- 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定
- 災害時の物資供給及び店舗営業又は早期再開に関する協定
- 洪水時における緊急避難場所としての使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定
 - 災害時等における給電車による電力供給に関する協定
 - 災害時における輸送車両提供の協力に関する協定
 - 災害時における資機材のレンタルに関する協定
 - 災害時応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定
 - 災害時における緊急輸送等に関する協定
 - 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書
 - 災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定
 - 災害時の救護活動に関する協定
 - 避難所施設使用に関する覚書
 - 福祉避難所の指定に関する協定書
 - 災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書
 - 福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定
 - 災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書
 - 災害時における協力に関する協定
 - 災害時における相互協力に関する協定書
 - 災害時における避難所としての施設使用に関する協定書
 - 福祉避難所の開設に関する協定書
 - 旭川市障害者福祉センターにおける福祉避難所の開設に関する覚書
 - 災害時における緊急避難場所としての施設使用に関する覚書
 - 災害時における宿泊施設の提供に関する協定
- (北海道締結協定)
 - 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

第9節 生活救援

■対策の体系

項	目	担 当
第1 給水活動	1 優先給水	水道総務班, 連絡調達班, 広報・給水班
	2 備蓄飲料水の活用	庁舎・車両班
	3 給水活動	水道総務班, 広報・給水班
第2 食料の供給	1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班
	2 食料の確保	食料物資部, 農政部, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 第2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班
	3 食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 第2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班
	4 炊き出し	食料物資部
第3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用	庁舎・車両班
	2 生活必需品の確保	食料物資部
	3 生活必需品の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 第2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班
第4 救援物資の受入れ	1 物資拠点の設置	観光支援班, 物資管理班
	2 物資の受入れ・管理	観光支援班, 物資管理班, 庁舎・車両班
第5 燃料の供給		食料物資部

■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭内備蓄の活用に関する事。 ○ 防災井戸の活用に関する事。 ○ 地域住民の給水支援に関する事。
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災井戸の活用に関する事。 ○ 地域住民の給水支援に関する事。 ○ 食料, 生活必需品等の地域住民への配布に関する事。 ○ 炊き出しの実施に関する事。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所内備蓄の活用に関する事。

第1 給水活動

広報・給水班は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。

市民、事業所等は、災害発生当初は、家庭内及び事業所内の備蓄品で対応することを原則とする。

水道総務班、連絡調達班及び広報・給水班は、給水拠点の設定、給水資機材の確保等を行い、給水活動を実施する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第8節 第1「給水活動」に準拠する。

第2 食料の供給

市民、事業所等は、災害発生当初は、家庭内及び事業所内の備蓄で対応することを原則とする。

市は、家庭内備蓄が取り出せない避難者に対し、市の備蓄を供給する。

食料物資部及び農政部は、報告された必要量を「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」に基づき調達業者に要請する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第8節 第2「食料の供給」に準拠する。

第3 生活必需品の供給

市民、事業所等は、災害発生当初は、家庭内及び事業所内の備蓄で対応することを原則とする。

市は、家庭内備蓄が取り出せない避難者に対し、市の備蓄を供給する。

食料物資部は、報告された必要量を「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」等により、調達業者に要請する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第8節 第3「生活必需品の供給」に準拠する。

第4 救援物資の受入れ

観光支援班及び物資管理班は、救援物資を受入れ・管理するために旭川市総合体育館又は大雪アリーナに物資保管センターを開設する。

救援物資提供の申し出があった場合は、企業、自治体、団体等からのまとまった量の物資のみを受け入れることを原則とし、個人から市への小荷物での物資は受け入れないこととする。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第8節 第4「救援物資の受入れ」に準拠する。

第5 燃料の供給

食料物資部は、燃料販売業者から暖房器具に使用する燃料を確保し、避難所に優先的に供給する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第8節 第5「燃料の供給」に準拠する。

【参考】

(旭川市締結協定)

災害時の相互応援に関する協定

災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

広域防災に係る相互応援に関する覚書

中核市災害相互応援協定

災害時における衛生材料等の物資供給の協力に関する協定

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

災害時における機器の調達に関する協定書

災害時における物資調達に関する協定書

災害時における介護用、福祉用具等の調達に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

災害時における応急生活物資等の供給に関する協定

災害時の物資供給及び店舗営業又は早期再開に関する協定

洪水時における緊急避難場所としての使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

災害時等における給電車による電力供給に関する協定

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定

災害時における資機材のレンタルに関する協定

災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定

災害等の発生時における旭川市と社団法人北海道エルピーガス協会上川支部の応急・復旧活動の支援に関する協定

災害時応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定

災害時における物資の保管等に関する協定

災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書

災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定

(北海道締結協定)

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定

第10節 交通対策・緊急輸送

■対策の体系

	項 目	担 当
第1 交通対策	1 交通情報の収集	交通防犯班，警察署
	2 交通規制	第2，4，6土木班，警察署
	3 緊急通行車両等の確認	庁舎・車両班，警察署
	4 緊急輸送道路の確保	第2，4，6土木班，交通防犯班，警察署
	5 緊急除雪	第6土木班，旭川開発建設部，上川総合振興局旭川建設管理部
	6 放置自動車等の移動	第2，6土木班，旭川開発建設部，上川総合振興局旭川建設管理部
第2 緊急輸送	1 車両・燃料の確保	庁舎・車両班
	2 緊急輸送	庁舎・車両班
	3 輸送拠点の設置	庁舎・車両班

第1 交通対策

交通防犯班は、各道路管理者及び警察署と連絡を取り、交通情報の収集及び整理を行う。警察署又は道路管理者は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。総合振興局長又は公安委員会（警察署長）は、緊急通行車両の確認を行う。対策の内容は、震災対策編 第2章 第9節 第1「交通対策」に準拠する。

第2 緊急輸送

庁舎・車両班は、緊急輸送等に使用する市有車両その他の車両を管理するとともに、市有車両だけでは不足する場合は、協定に基づき輸送業者に応援を要請する。また、すべての燃料の確保を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第9節 第2「緊急輸送」に準拠する。

【参考】

緊急通行車両確認証明書の様式

臨時ヘリポート開設予定地

(旭川市締結協定)

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定

災害時におけるバスによる緊急輸送の協力に関する協定書

災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書

災害時における物資の保管等に関する協定

災害時における緊急輸送等に関する協定

(北海道締結協定)

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書

災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定

災害時等における船舶による輸送等に関する協定

第11節 災害警備

■対策の体系

項 目		担 当
第1 警察の災害警備	1 災害警備体制の確立	警察署
	2 応急対策	警察署
第2 被災地の警備		警察署, 交通防犯班

■自助・共助の役割

住民	○ 避難所及び被災地の防犯に関すること。
自主防災組織等	○ 避難所及び被災地の防犯に関すること。
事業所	—

第1 警察の災害警備

警察署は、災害が発生した場合、その災害の規模及び態様に応じて「災害警備計画」に基づいて災害警備本部等を設置し、情報収集、避難の指示、広報、救助、交通規制等の応急対策を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第10節 第1 「警察の災害警備」に準拠する。

第2 被災地の警備

対策の内容は、震災対策編 第2章 第10節 第2 「被災地の警備」に準拠する。

第12節 建物対策

■対策の体系

項 目		担 当
第1 被災宅地の危険度判定	1 判定実施体制の準備	都市計画班
	2 判定の実施	都市計画班
第2 住家の被災調査		調査部
第3 応急仮設住宅	1 仮設住宅の建設	建築班, 住宅班
	2 応急仮設住宅の対象者	住宅班
	3 管理	住宅班
	4 民間賃貸住宅の借り上げ等の措置	住宅班
第4 市営住宅の供給	1 市営住宅の応急修理	住宅班
	2 市営住宅の確保	住宅班
第5 住宅の応急修理	1 住宅の応急修理	建築調査班

■自助・共助の役割

市民	○ 住家の被災調査への協力に関すること。
自主防災組織等	○ 仮設住宅入居者の見守りに関すること。
事業所	—

被災者などに対して健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の提供、市営住宅の確保など次に掲げる対策を迅速に行う。

第1 被災宅地の危険度判定

大雨等による宅地の二次災害を軽減、防止するため、都市計画班は、宅地の危険度判定を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第11節 第2「被災宅地の危険度判定」に準拠する。

第2 住家の被災調査

調査部は、家屋の被害状況を把握するために、り災証明の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。

消防部は、消防法に基づき、火災により焼失した家屋等の調査を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第11節 第3「住家の被災調査」に準拠する。

第3 応急仮設住宅

建築班は、住家を失った被災者のために、応急仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

住宅班は、入居対象者の中から、被災者の資力、その他生活条件等を十分調査の上、抽選その他公正な方法により入居者を選定する。応急仮設住宅入居後は、設備等の修理、改良等の管理を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第11節 第4「応急仮設住宅」に準拠する。

第4 市営住宅の供給

住宅班は、被災した市営住宅の応急修理や応急仮設住宅としての市営住宅を確保供給する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第11節 第5「市営住宅の供給」に準拠する。

第5 住宅の応急修理

建築調査班は、市域で発生した災害について災害救助法が適用された場合は、その定める範囲内において被災した住宅の応急修理に関する事務を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第11節 第6「住宅の応急修理」に準拠する。

【参考】

(旭川市締結拳定)

災害時における応急対策業務に関する協定

(北海道締結協定)

災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

第13節 防疫・清掃

■対策の体系

	項 目	担 当
第1 防疫活動	1 防疫活動	第2～4保健班
第2 し尿の処理	1 仮設トイレの設置	環境庶務班
	2 し尿の処理	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班
第3 災害廃棄物の処理	1 がれき等の処理	環境庶務班, ごみ処理班
	2 避難所ごみ等の処理	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班
	3 思い出の品の処理	環境庶務班
第4 一般廃棄物の処理		環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班
第5 障害物の除去	1 住宅関係の障害物の除去	第6土木班
	2 河川関係の障害物の除去	第6土木班
	3 主要道路上の障害物の除去	第3, 5, 6土木班
第6 動物対策	1 放浪動物への対応	第4保健班
	2 ペット同行避難への対応	第1, 2避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班
	3 被災動物救護本部の活動	第4保健班

■自助・共助の役割

住民	○ 感染症の予防に関すること。 ○ 同行避難したペットの飼育に関すること。
自主防災組織等	○ 感染症の予防に関すること。
事業所	—

第1 防疫活動

第2～4保健班は、感染症の予防のため、防疫に関する活動を実施する。
対策の内容は、震災対策編 第2章 第12節 第1「防疫活動」に準拠する。

第2 し尿の処理

環境庶務班, ごみ収集班及びごみ処理班は、断水等によりトイレが使用できなくなった場合、仮設トイレ設置等の対策を実施する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第12節 第2「し尿の処理」に準拠する。

第3 災害廃棄物の処理

環境庶務班、ごみ収集班及びごみ処理班は、災害で発生したごみや災害廃棄物の処理を実施する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第12節 第3「災害廃棄物の処理」に準拠する。

第4 一般廃棄物の処理

対策の内容は、震災対策編 第2章 第12節 第4「一般廃棄物の処理」に準拠する。

第5 障害物の除去

第3, 5, 6 土木班は、対象となる被災者の住居の土砂等、市管理の河川及び道路等の障害物を除去する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第12節 第5「障害物の除去」に準拠する。

第6 動物対策

第4 保健班は、平常時と同様に飼い主が不明なペットを旭川市動物愛護センターあにまあるに収容する。

また、避難者がペットを同行して避難した場合、避難所担当班等は、避難所のグラウンド等にペット専用のスペースを確保する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第12節 第6「動物対策」に準拠する。

【参考】

(旭川市締結協定)

北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

災害時における機器の調達に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

災害時における応急生活物資等の供給に関する協定

災害時における資機材のレンタルに関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定

災害時協力協定書

災害時における動物救護活動に関する協定

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定書

第14節 行方不明者の捜索・遺体の処理

■対策の体系

項	目	担 当
第1 行方不明者の捜索	1 行方不明者情報の収集	警察署, 第1, 4 援護班
	2 捜索活動	警察署, 消防部, 消防団
第2 遺体の処理	1 遺体の安置	第1, 4, 6～9 援護班
	2 遺体処理の実施	警察署, 第1, 4, 6～9 援護班
第3 遺体の火・埋葬	1 遺体の火・埋葬	第1, 4, 6～9 援護班
	2 遺骨の保管	第1, 4, 6～9 援護班

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	○ 地域住民の安否確認に関すること。 ○ 行方不明者の通報に関すること。
事業所	—

第1 行方不明者の捜索

第1, 4 援護班は、災害相談窓口で受け付けた捜索願い及び行方不明者の情報を収集する。警察署、消防部、消防団等は、捜索チームを編成し、行方不明者の捜索活動を実施する。対策の内容は、震災対策編 第2章 第13節 第1 「行方不明者の捜索」に準拠する。

第2 遺体の処理

第1, 4, 6～9 援護班は、遺体安置所を開設する。
また、警察の見分、医師による検案が終了した遺体を遺族に引き渡す。
対策の内容は、震災対策編 第2章 第13節 第2 「遺体の処理」に準拠する。

第3 遺体の火・埋葬

第1, 4, 6～9 援護班は、火・埋葬許可証を発行する。
遺体は、市内の火葬場等で火葬を実施する。
対策の内容は、震災対策編 第2章 第13節 第3 「遺体の火・埋葬」に準拠する。

【参考】

(旭川市締結協定)

災害時における遺体搬送等に関する協定書

第15節 公共施設等の応急復旧対策

■対策の体系

項	目	担 当
第1 ライフライン施設	1 上水道施設	水道総務班, 連絡調達班, 広報・給水班
	2 下水道施設	水道総務班, 連絡調達班, 下水道班, 処理場班
	3 電力施設	北海道電力ネットワーク株式会社
	4 ガス施設	旭川ガス株式会社
	5 通信施設	東日本電信電話株式会社
	6 市有建物の暖房施設	建築班
第2 交通施設	1 道路・橋りょう	第1, 3, 4, 6土木班
	2 河川施設	第4, 6土木班
	3 鉄道施設	北海道旅客鉄道株式会社
	4 バス等の施設	バス事業者, トラック事業者
第3 公共施設		各施設管理者

第1 ライフライン施設

ライフラインの応急対策は、各ライフライン機関があらかじめ定めた防災業務計画等に基づいて実施する。

市災対本部は、防災関係機関連絡室の連絡員等を通じて各ライフライン施設の被害、供給状況等の情報を収集する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第14節 第1「ライフライン施設」に準拠する。

第2 交通施設

道路管理者及び河川管理者は、所管する道路、橋りょう、河川施設等の応急措置を行う。

北海道旅客鉄道株式会社、バス事業者は、あらかじめ定められた計画に基づいて、安全確保や施設の応急復旧対策を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第14節 第2「交通施設」に準拠する。

第3 公共施設

対策の内容は、震災対策編 第2章 第14節 第3「公共施設」に準拠する。

【参考】

(旭川市締結協定)

防災情報の共有に係る協定書

北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ

災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定

災害等の発生時における旭川市と社団法人北海道エルピーガス協会上川支部の応急・復旧

活動の支援に関する協定

災害時協力協定書

第16節 農業対策

■対策の体系

項	目	担 当
第1 農林業対策	1 応急対策	農業振興班，農林整備班，東和土地改良区，旭川土地改良区
第2 畜産業対策	1 被害調査	農業振興班
	2 家畜の保護	農業振興班
	3 死亡家畜の処理	農業振興班

第1 農林業対策

農業振興班及び農林整備班は，施設の点検及び被害調査を実施する。
対策の内容は，震災対策編 第2章 第15節 第1「農林業対策」に準拠する。

第2 畜産業対策

農業振興班は，家畜や畜舎等の営農施設の被害調査，家畜の保護等の支援を行う。
対策の内容は，震災対策編 第2章 第15節 第2「畜産業対策」に準拠する。

第17節 文教・保育対策

■対策の体系

	項 目	担 当
第1 応急保育	1 園児等の安否確認	子育て支援班
	2 応急保育の実施	子育て支援班
第2 応急教育	1 児童、生徒等の安否確認	第2教育班
	2 避難所開設への協力	第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班
	3 応急教育活動	第2教育班
	4 学校施設の応急復旧	第1教育班
第3 社会教育施設等の対策	1 社会教育施設等の応急措置	第4～9教育班
	2 文化財に対する措置	第5教育班

第1 応急保育

保育所等及び幼稚園の園長等は、災害が発生した場合は、園児の無事を確認し、避難所に避難させるなど、安全確保を行う。

また、既存施設において保育の実施ができない場合や、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、応急保育を実施する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第16節 第1「応急保育」に準拠する。

第2 応急教育

各学校では、児童及び生徒が在校時に災害が発生した場合、生徒の無事を確認し、学校に留まるなど、安全確保を行う。

また、災害により学用品を失った児童及び生徒に対し、学用品の給与等を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第16節 第2「応急教育」に準拠する。

第3 社会教育施設等の対策

第4～9教育班は、施設管理者等と連携し利用者の安全の確保に努める。

第5教育班は、文化財に被害が発生したときには、必要な措置を講ずる。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第16節 第3「社会教育施設等の対策」に準拠する。

【参考】

(旭川市締結協定)

災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書

第18節 災害ボランティア対策

■対策の体系

	項 目	担 当
第1 ボランティア活動	1 災害ボランティアの活動分野	—
	2 市の役割	市民活動班, 第1援護班
第2 一般ボランティアへの対応	1 現地対策本部の設置	市民活動班, 第1援護班, 社会福祉協議会
	2 一般ボランティアの受入れ	市民活動班, 第1援護班, 社会福祉協議会
第3 専門ボランティアへの対応		各班

第1 災害ボランティア活動

市民活動班及び第1援護班は、社会福祉協議会、ボランティア団体・NPO等との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ有効に機能するために、情報提供及び活動支援を主とした活動を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第17節 第1「災害ボランティア活動」に準拠する。

第2 一般ボランティアへの対応

社会福祉協議会は、必要に応じ、災害時における災害ボランティア活動に関する様々な情報を収集及び管理してボランティアの活動を円滑にするため、災害ボランティア現地対策本部（災害ボランティアセンター）等を開設する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第17節 第2「一般ボランティアへの対応」に準拠する。

第3 専門ボランティアへの対応

事前に登録されたボランティアに関しては、担当する各班が受入れを行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第17節 第3「専門ボランティアへの対応」に準拠する。

第19節 要配慮者対策

■対策の体系

項 目	担 当	
第1 要配慮者への対応	1 避難行動要支援者の安全確認	第2, 3, 5～9 援護班
	2 避難所での支援	第2, 3, 5～9 援護班, 広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班
	3 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第2, 3, 5～9 援護班
	4 仮設住宅での支援	第2, 3, 5～9 援護班
第2 要配慮者利用施設入居者への対策	1 災害発生時の安全確保	各施設管理者
	2 施設における生活の確保	各施設管理者
第3 外国人への対応	1 外国人への広報	都市交流班
	2 外国人への援助	都市交流班, 第1, 2 避難班, 支所班, 第1～6 教育班, 第2～4 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班
第4 観光客への対応	1 安全確保	観光支援班
	2 一時滞在施設の確保	観光支援班
	3 帰宅支援	観光支援班

■自助・共助の役割

住民	○ 地域の要配慮者の支援に関すること。
自主防災組織等	○ 地域の要配慮者の支援に関すること。
事業所	○ 観光客の支援に関すること。

第1 要配慮者への対応

市は、「旭川市避難行動要支援者避難支援の手引き（全体計画）」に基づき、自主防災組織、福祉関係団体等と協力し、避難行動要支援者の安否確認、避難所及び在宅の要配慮者の支援等を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第18節 第1「要配慮者への対応」に準拠する。

第2 要配慮者利用施設入居者への対策

各要配慮者利用施設の管理者は、入所者の安全確保及び施設の生活を確保する。

市は、要配慮者利用施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第18節 第2「要配慮者利用施設入居者への対策」に準拠する。

第3 外国人への対応

都市交流班は、外国語の広報紙の作成、通訳・翻訳ボランティアを確保し、外国人に対する援助策や情報提供を実施する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第18節 第3「外国人への対応」に準拠する。

第4 観光客への対応

観光事業者、交通機関等は、観光客の安全を確保する。観光支援班は、観光事業者、交通機関等と連携して帰宅支援を行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第18節 第4「観光客への対応」に準拠する。

【参考】

(旭川市締結協定)

福祉避難所の指定に関する協定書

避難所施設使用に関する協定書

災害時における介護用、福祉用具等の調達に関する協定書

福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定

(北海道締結協定)

災害時における帰宅者支援に関する協定

第20節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定による。対策の内容は、震災対策編 第2章 第19節 第1「災害救助法の適用基準」に準拠する。

第2 滅失世帯の算定基準

対策の内容は、震災対策編 第2章 第19節 第2「滅失世帯の算定基準」に準拠する。

第3 災害救助法の適用手続き

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を総合振興局長に報告する。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第19節 第3「災害救助法の適用手続き」に準拠する。

第4 救助の実施者，救助の内容等

災害救助法による救助は知事が行い、市長はこれを補助する。

ただし、災害救助法第30条第1項の規定により、必要により通知される救助については、市長がこれを行う。

対策の内容は、震災対策編 第2章 第19節 第4「救助の実施者，救助の内容等」に準拠する。

【参考】

災害救助法による救助の内容等
被害状況の判断基準

第21節 雪害対策

■対策の体系

項	目	担 当
第1 情報の収集・伝達	1 情報収集	防災班
	2 市民への広報	広報班, 都市交流班
第2 除雪等対策	1 除雪	第6土木班
	2 豪雪時の対応	※旭川市雪害対策要綱等に基づく
	3 放置自動車等の移動	第2, 6土木班, 旭川開発建設部, 上川総合振興局旭川建設管理部
第3 被災者への支援	1 要配慮者の安否確認	第2, 3, 5～9 援護班

■自助・共助の役割

住民	○ 除雪作業に関すること。
自主防災組織等	○ 要配慮者の安否確認に関すること。
事業所	○ 除雪作業に関すること。

第1 情報収集・伝達

1 情報収集

防災班は、気象庁が発表する注意報、警報等降雪に関する気象情報を収集する。

2 市民への広報

広報班及び都市交流班は、豪雪が予想される場合、必要に応じて、SNS、広報車等により、降雪や積雪の予想、積雪への備え、外出の抑制等に関する注意喚起の広報を行う。また、交通機関の運行情報等の生活支援情報についても収集し、広報を行う。

第2 除雪等対策

1 除雪

第6土木班は、市民、除雪業者、除雪センターと連携し、迅速に除雪、倒木等の除去、防滑砂の散布等の対策を実施する。

2 豪雪時等の対応

暴風雪や豪雪に対しては、旭川市雪害対策要綱、暴風雪・地吹雪対応マニュアルに基づき、除雪及び道路利用者の安全確保を図る。

3 放置自動車等の移動

第2, 6 土木班, 旭川開発建設部及び上川総合振興局旭川建設管理部は, 管理する道路における車両の通行が停止・停滞し, 車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり, かつ, 緊急の必要があると認めるときは, 区間を指定して, 車両その他の物件の占有者, 所有者又は管理者(以下「車両等の占有者等」という。)に対し, 当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずる。

車両等の占有者等が措置をとらない場合や, 現場にいない場合は, 車両の移動等の必要な措置をとる。

第3 被災者への支援

1 要配慮者の安否確認

第2, 3, 5～9 援護班は, 自主防災組織等と連携し, 豪雪により生活支障が予想される場合は, 地域の要配慮者の安否を確認し, 必要な支援を行う。

第22節 火山災害対策

■対策の体系

項	目	担 当
第1 情報の収集・伝達	1 火山情報の収集	防災班
	2 市民への広報	広報班, 都市交流班
第2 降灰対策	1 警備, 交通規制	警察署
	2 道路の清掃	第6土木班
第3 災害復旧		各部

■自助・共助の役割

住民	○ 火山灰の収集, 運搬に関すること。
自主防災組織等	
事業所	

市域においては、火山噴火現象により人命に影響を及ぼす危険性はないと考えられるが、風向きによっては、降灰によって市民の生活に影響が及ぶことが想定されるため、以下のとおり、応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 火山情報の収集

防災班は、大雪山、十勝岳等が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。

特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

■気象庁が発表する火山に関する情報

情報名	概要
噴火警報(火口周辺)・噴火警報(居住地域)	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石, 火砕流融雪型火山泥流等, 発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し, 避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名, 「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」, 火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表。「噴火警報(居住地域)」は, 警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合, あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表。

情報名	概要
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合には、火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表。また、現状、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある場合等には、「火山の状況に関する解説情報」を公表。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに発表。
降灰予報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰予報（定時） <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 ○ 降灰予報（速報） <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ○ 降灰予報（詳細） <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より制度の高い降灰予測計算を行って発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。
火山ガス予報	居住地に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。
月間火山概況	前月1か月間の火山活動の状況等を取りまとめた資料。毎月上旬に全国版と各地方版を発表。

■降灰予報で使用する降灰量階級表

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ		人		道路
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性のぜんそくや慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による発電機や水道の低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mm）で鹿児島市は除灰作業を開始	稲などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※

※富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

2 市民への広報

広報班及び都市交流班は、降灰予報等により市域に降灰のおそれがある場合は、SNS、広報車等により、降灰の予想、外出、健康被害防止等への注意喚起について市民に周知する。

第2 降灰対策

1 警備，交通規制

降灰により社会的な混乱や、視界不良等による交通の混乱が発生することが想定されるため、警察署は、警備，交通規制等を行う。

2 道路の清掃

降灰により、交通への影響が生じる場合、道路の清掃を行う。

第3 災害復旧

火山災害により、地域の破壊、経済への損害等が生じた場合、市は、道及び関係機関と連携し、被害の状況、地域特性、被災者の意向等を勘案し、迅速かつ円滑に復旧対策を実施する。

第3章 災害復旧計画

第1節 市民生活復旧への支援

項	目	担 当
第1 被災者への支援	1 被災者台帳の作成	防災課
	2 安否情報の提供	防災課
	3 災害弔慰金等の支給	福祉保険課
	4 災害援護資金等の貸付け	福祉保険課
	5 災害復興住宅資金の融資	住宅金融支援機構
	6 り災証明書の発行	防災課, 総務部
	7 災害公営住宅の供給	市営住宅課
	8 市税等の減免等	税制課, 市民税課, 資産税課, 納税管理課, 納税推進課, 国民健康保険課
	9 職業の斡旋	旭川公共職業安定所
第2 地域経済の復旧支援	1 農林業への支援	農政課
	2 中小企業への融資	経済部
第3 義援金の受付・配分	1 義援金の受付	福祉保険課, 国民健康保険課
	2 義援金の配分	福祉保険課, 国民健康保険課
	3 北海道による義援金の募集及び配分	北海道

※担当名は、災害対策の事務分掌での部課名を使用することにより、分かりにくい対策があるので、通常事務の部課名等を使用する。

第1 被災者への支援

市は、被災者に対し、法令等に基づき、被災者台帳の作成、安否情報の提供、税の減免、災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付け等の生活支援を行う。

対策の内容は、震災対策編 第3章 第1節 第1「被災者への支援」に準拠する。
に基づき

第2 地域経済の復旧支援

市は、災害の状況に応じて、農林業者や中小企業者へ資金融資等を行う。

対策の内容は、震災対策編 第3章 第1節 第2「地域経済の復旧支援」に準拠する。

第3 義援金の受付・配分

市は、義援金を募集し、被災者に配分する。

対策の内容は、震災対策編 第3章 第1節 第3「義援金の受付・配分」に準拠する。

【参考】

被災者生活再建支援法に基づく支援

北海道災害義援金募集委員会会則

北海道災害義援金配分委員会会則

(旭川市締結協定)

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

(北海道締結協定)

災害時における隊友会の協力に関する協定

第2節 災害復旧事業の推進

第1 災害復旧事業の推進

道及び市は、災害復旧事業の推進にあたっては、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、法律に基づいて復旧事業を実施する。

対策の内容は、震災対策編 第3章 第2節 第1「災害復旧事業の推進」に準拠する。

第2 激甚法による災害復旧事業

道及び市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

対策の内容は、震災対策編 第3章 第2節 第2「激甚法による災害復旧事業」に準拠する。

第3節 災害復興計画の推進

第1 災害復興体制の確立

大規模な災害が発生した場合は、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置し、「災害復興基本計画」を策定し災害復興事業を実施する。

対策の内容は、震災対策編 第3章 第3節 第1「災害復興体制の確立」に準拠する。

第2 災害復興の推進

災害復興事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

対策の内容は、震災対策編 第3章 第3節 第2「災害復興の推進」に準拠する。